

北区バリアフリー基本構想
【地区別構想 王子地区】
(素案)

平成 30 年 9 月
東京都 北区

目 次

第1章 地区别別構想の策定にあたって	1
1. 地区别別構想策定の趣旨	1
2. 全体構想の概要	1
3. 地区别別構想策定の進め方	2
第2章 地区别別構想の基本方針	5
1. 地区别別構想の位置づけ	5
2. 地区别別構想で定める事項	6
3. 基本構想の基本理念と基本方針	6
第3章 重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路の設定	8
1. 重点整備地区的区域の設定	8
2. 生活関連施設及び生活関連経路の設定	9
第4章 王子地区の現状と課題	14
1. まちあるき点検の実施	14
2. 王子地区の課題のまとめ	17
第5章 移動等円滑化に関する事項	19
1. 移動等円滑化に関する主な基準等	19
2. 移動等円滑化に向けた特定事業別の対応の考え方	21
第6章 王子地区における特定事業等	37
1. 公共交通特定事業	38
2. 道路特定事業	38
3. 建築物・路外駐車場特定事業	38
4. 都市公園特定事業	38
5. 交通安全特定事業	38
6. その他の事業	39
第7章 人的対応・こころのバリアフリーの推進	40
1. 区立小学校へのアンケート調査による子どもの障害者への配慮状況の把握	40
2. 視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内表示の検討	42
3. 事業者への障害理解の実践	42
4. 区民への障害理解の実践	42
第8章 基本構想の推進とスパイラルアップ	43
1. 特定事業計画の作成及び進捗状況の管理	43
2. 基本構想のスパイラルアップ	43
3. 事業実施時における利用者参加の推進	44
4. 施設設置管理者等への働きかけ	45
5. 利用者への情報提供	45
参考資料	46
1. 北区バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱、委員名簿	46
2. 検討経緯（平成30年度）	50
3. バリアフリー法の概要	51
4. 移動等円滑化の促進に関する基本方針の概要	52
5. 用語集	53

- 「高齢者、障害者等」はバリアフリー法*の解説では「高齢者、障害者、妊娠婦、けが人等」とされている。本基本構想ではこれらに加え、乳幼児同伴者や子育てをしている人、外国人、L G B T*など、移動や施設の利用に制約のある全ての人（以下、「多様な利用者」という。）を対象と捉え、検討を進める。
- 本文中、「*（アスタリスク）」を付けている用語について、解説を巻末の用語集に示した。（初出の用語にのみマークを付記）

第1章 地区別構想の策定にあたって

1. 地区別構想策定の趣旨

本格的な超高齢社会^{*}を迎える中、「ノーマライゼーション^{*}」の理念に基づき、高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者の物理的、社会的、制度的、心理的、情報面などのさまざまな社会生活上の障壁（バリア）を除去（フリー）し、障害のない人と同じように自立した日常生活や活動ができる社会を実現することの重要性はますます高まっている。

北区では、平成14年に「北区交通バリアフリー基本構想」を策定し、おおむね平成22年度までを整備目標にバリアフリー^{*}整備に取り組んできたが、平成18年に施行された通称「バリアフリー法」やその後の社会情勢の変化を踏まえ、より重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるため、平成27年度に「北区バリアフリー基本構想^{*}【全体構想】（以下「全体構想」）」を策定した。

この全体構想に基づき、平成28年度に「北区バリアフリー基本構想【地区別構想 赤羽地区】」を策定し、平成29年度に「北区バリアフリー基本構想【地区別構想 滝野川地区】」を策定した。引き続き、王子地区における「北区バリアフリー基本構想【地区別構想】（以下「地区別構想」）」を策定し、個別の重点整備地区^{*}における具体的なバリアフリー化施策を定めて事業を推進していくものである。

2. 全体構想の概要

バリアフリー法の制定や、交通政策基本法^{*}における妊産婦や乳幼児同伴者のための施策の位置づけ、障害者権利条約^{*}並びに障害者差別解消法^{*}における障害を理由とする差別の禁止及び合理的な配慮の義務化、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた最先端のユニバーサルデザイン^{*}化推進などの社会情勢を踏まえ、平成27年度に北区全域を対象とした指針となる全体構想を策定した。

全体構想では、北区バリアフリー基本構想（以下「基本構想」）策定の基本方針を設定し、おおむね10年後（平成37年度）を目標年次としている。また、地区別構想に関する基本的な事項として重点整備地区設定の考え方を示し、各駅周辺の現況調査結果を踏まえておおむねの重点整備地区範囲を設定するとともに、特定事業^{*}等の設定に向けた留意事項を整理した。

さらに、こころと情報のバリアフリーを推進するため、各主体による活動の推進に向けた取組について示し、最後に、特定事業計画^{*}の作成や協議会の継続、進捗状況の確認、中間評価の実施などによる基本構想のスパイラルアップ^{*}について定めている。

3. 地地区別構想策定の進め方

(1) 基本構想の推進に向けて

全体構想で整理した各駅周辺の現況調査結果を踏まえ、地区別構想の策定及び特定事業計画の作成は、下記のスケジュールで進めている。

表 1-1 基本構想推進スケジュール

年 度	作 成 内 容	
平成 27 年度	全 体 構 想	
平成 28 年度	地区別構想①【赤羽地区】	
平成 29 年度	地区別構想②【滝野川地区】	特定事業計画①【赤羽地区】
平成 30 年度	地区別構想③【王子地区】	特定事業計画②【滝野川地区】
平成 31 年度		特定事業計画③【王子地区】
平成 32 年度	中 間 評 価	

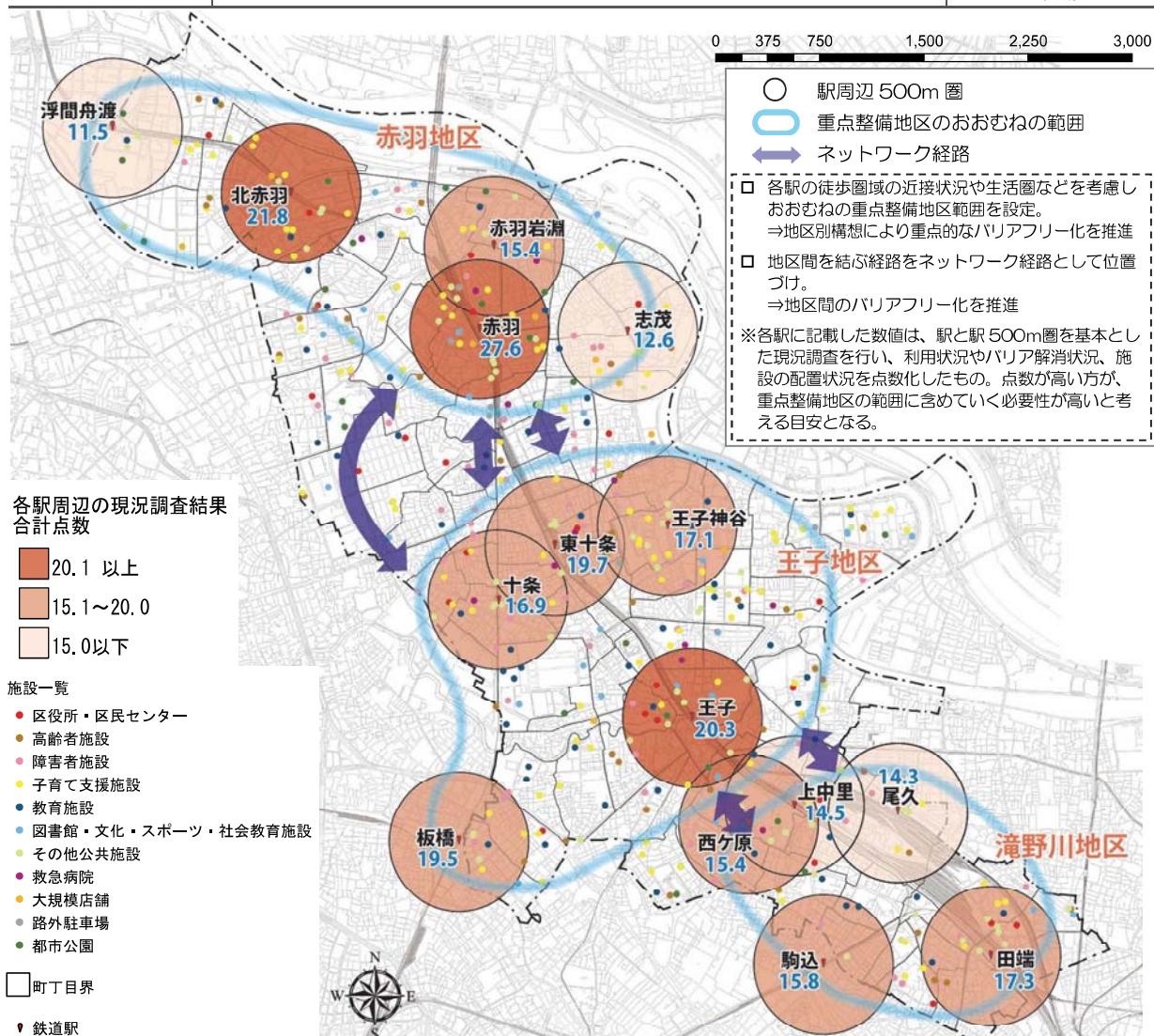


図 1-1 各駅周辺の現況調査結果及び全体構想で定めたおおむねの重点整備地区範囲

※ 地地区別構想において、最終的に区域全体を重点整備地区に設定した。

(2) 推進体制

地区別構想（赤羽地区・滝野川地区）策定に引き続き、北区バリアフリー基本構想策定協議会及び同区民部会、事業者部会により地区別構想の検討を行った。

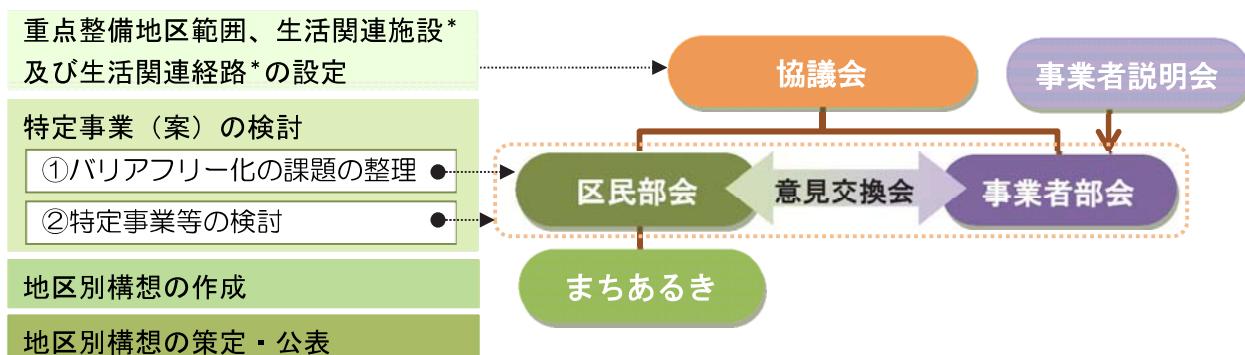


図 1-2 地区別構想策定における推進体制

(3) 検討組織や区民参加による活動等の目的と構成

地区別構想の検討にあたり、各組織や区民参加による活動の目的と構成は以下のとおりである。

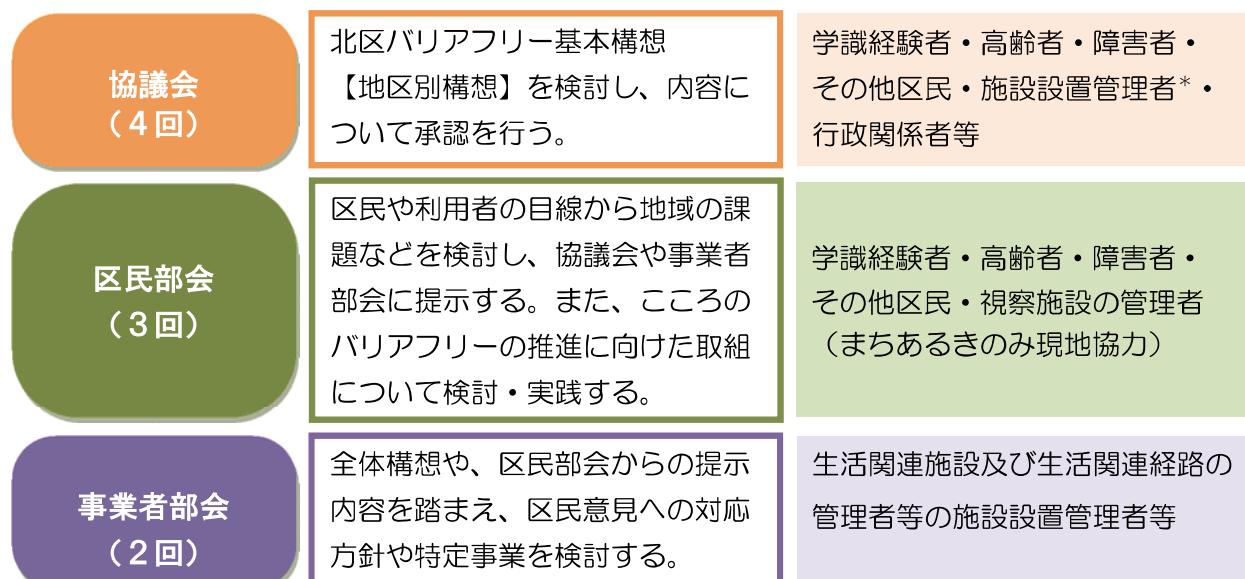


図 1-3 地区別構想策定における検討組織の目的と構成

(4) 地区別構想【王子地区】策定フロー

王子地区の地区別構想は、下記のフローにしたがって検討を行った。

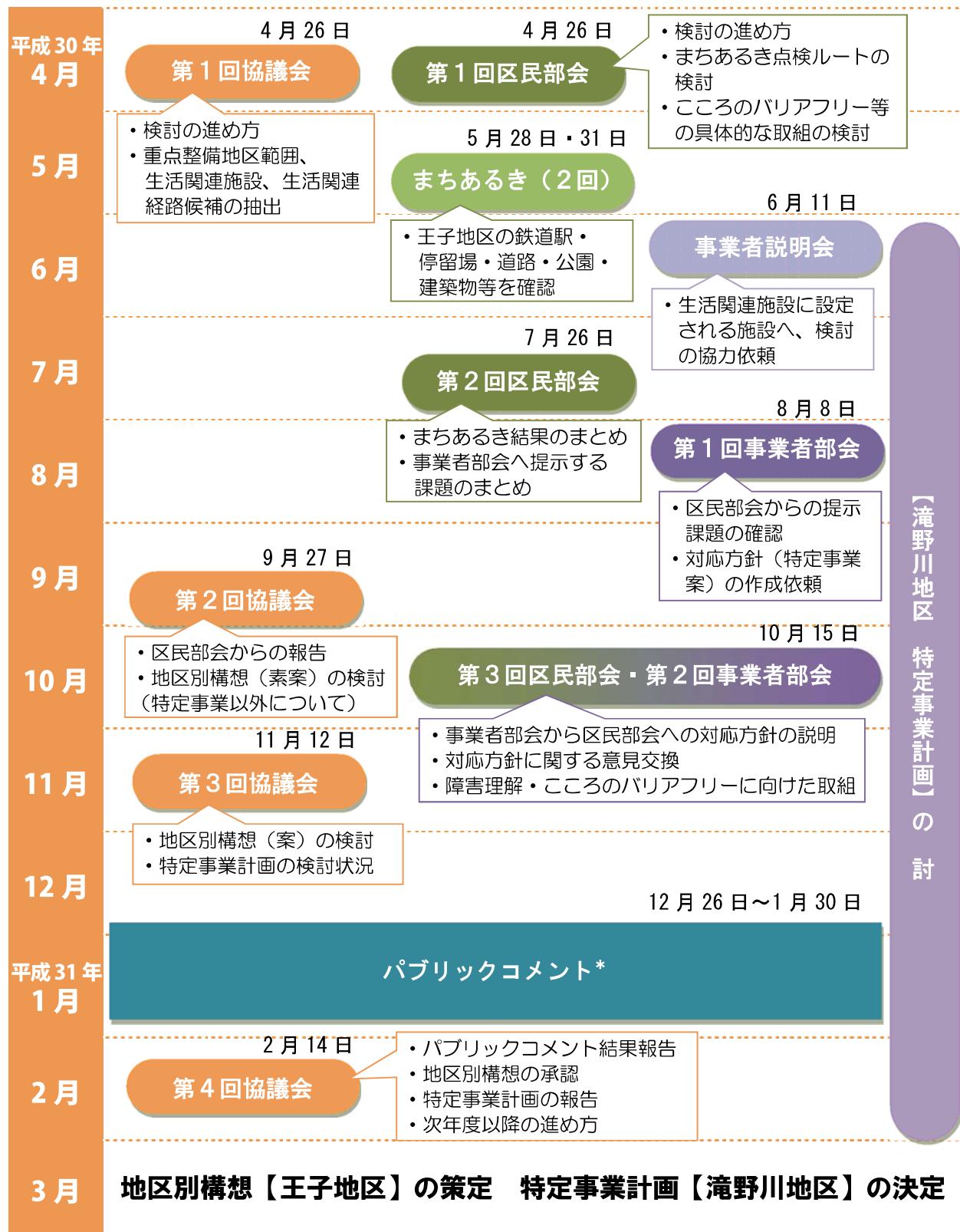


図 1-4 地区別構想【王子地区】及び特定事業計画【滝野川地区】策定フロー（平成30年度）

第2章 地区別構想の基本方針

1. 地区別構想の位置づけ

本地区別構想はバリアフリー法に基づく法定の基本構想として、バリアフリー法及び移動等円滑化の促進に関する基本方針^{*}に基づくとともに、北区が定める「北区基本構想」・「北区基本計画2015」、「北区人口ビジョン」・「北区まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「北区都市計画マスターplan 2010」、「北区地域保健福祉計画」などの各関連計画と整合を図りながら、「全体構想」で定めたバリアフリー推進に関する考え方を受けて策定する。

なお、2018年11月に改正バリアフリー法^{*}が施行されたが、本基本構想は、改正法の趣旨にも十分合致しているものである。

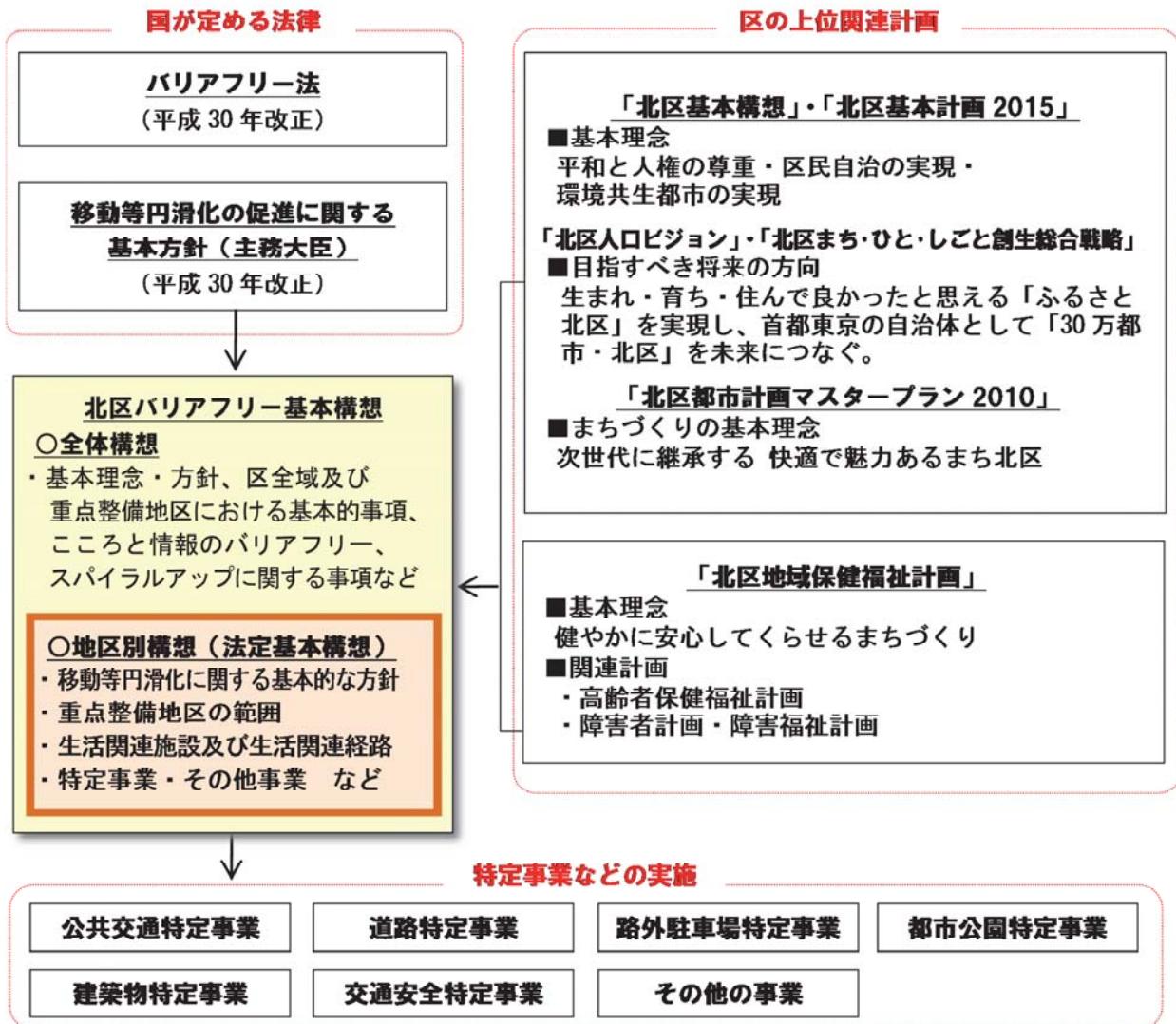


図2-1 地区別構想の位置づけ

2. 地区別構想で定める事項

本地区別構想はバリアフリー法に基づく法定の基本構想であり、下記の事項を定めることとする。

- (1) 重点整備地区における移動等円滑化*に関する基本的な方針
- (2) 重点整備地区の位置及び区域
- (3) 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
- (4) 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
- (5) その他の必要な事項

3. 基本構想の基本理念と基本方針

全体構想では、基本構想の基本理念を以下のとおり定めている。

「気づき」を共有し、カタチにするまち 北区

～だれもが健やかに安心して生活・移動できるユニバーサル社会*を目指して～

各施設設置管理者にとっては利用者に対する安全や安心への思い、移動に制約のある当事者にとっては自由に移動できることへの思い、行政にとっては多様な利害を調整しながらよりよい地域社会を作っていくことへの思い、それぞれの立場は異なっても、バリアフリー法の趣旨をともに実現しようという、大きな思いは共通である。

これらの「思い」に互いに「気づき」、基本構想策定の場で共有し、互いに理解・尊重しながら、それぞれの経験や知識、技術を活かし、利用者のだれにとっても公平なバリアフリーのまちづくりを実現（カタチに）することで、基本構想の目的を達成することを目指す。

これを踏まえ、基本構想の基本方針として、以下の 7 項目を設定している。

- (1) だれもが利用しやすい生活環境づくりを目指した基本構想づくりを目指します
- (2) おおむね 10 年後（平成 37 年度）を目標とします
- (3) 区全域におけるバリアフリー推進の考え方を示します
- (4) まちづくりを進めるうえで効果の高い地区を重点整備地区に定めます
- (5) 重点整備地区（地区別構想）では実現性の高い具体的な特定事業を定めます
- (6) こころと情報のバリアフリーの推進に向けた具体的な事業や協働による取組の方向性を示します
- (7) 段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）に向け利用者の参加による推進方法を示します

(5) の重点整備地区（地区別構想）に関する方針では、地区の課題を抽出し、実現性の高い具体的な特定事業を設定すること、施設設置管理者等が主体的かつ連携して事業を設定できるような検討の枠組みを設けることを定めており、これに基づいて地区別構想を策定する。

第3章 重点整備地区及び生活関連施設、 生活関連経路の設定

1. 重点整備地区の区域の設定

全体構想において、重点整備地区設定の考え方として、下記の考え方を示している。

- (1) 王子駅、王子神谷駅、東十条駅、十条駅の4つの鉄道駅を含む範囲を王子地区とする（すべての駅周辺を重点整備地区の対象とする）。
- (2) 重点整備地区は、駅からの徒歩圏内（駅を中心としておおむね 500mから 1 km 以内の範囲）を基本とし、400ha 未満の区域とする。
- (3) 重点整備地区の範囲が隣接区に接する場合は、隣接区と協力し、事業を一体的に推進していく。
- (4) 重点整備地区の境界は、できる限り北区の区域内の町丁目境、道路、河川、鉄道などの施設、都市計画道路などによって、明確に表示して定める。
- (5) 重点整備地区は、各駅周辺の現況調査結果を踏まえ、効果的なまちづくりを推進する観点にも留意し総合的な観点から設定する。
- (6) 生活関連施設及び経路は、地区別構想において利用状況などを踏まえて設定する。

これまでの重点整備地区の検討では、赤羽地区を北区内の環状7号線以北全域、滝野川地区を北区都市計画マスターplanで設定されている滝野川西地区及び滝野川東地区に設定している。これを踏まえ、区内全域が重点整備地区となることを想定し、北区内の環状7号線以南から石神井川を含む滝野川地区の境界までの範囲を王子地区における重点整備地区に設定した。

さらに、鉄道駅の分布状況や地区の特性を踏まえて王子地区を3つの地区に分割し、生活関連施設及び生活関連経路を設定した。

王子地区における重点整備地区の位置及び区域を図3-1に示す。



図 3-1 王子地区における重点整備地区

2. 生活関連施設及び生活関連経路の設定

(1) 生活関連施設の考え方

生活関連施設は、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」とバリアフリー法で定義されている。

法の趣旨及び協議会や区民等の意見、過年度までの検討状況、地区の特性を踏まえ、鉄道駅・停留場をはじめ、日常生活または社会生活において利用する公共施設（高齢者、障害者、子育て支援施設等を含む）、医療施設、金融機関等、商業施設、宿泊施設、路外駐車場*、都市公園等 536 施設を生活関連施設に設定した。

指定した生活関連施設のうち、広域かつ不特定多数の利用が見込まれる 115 施設を【主要な生活関連施設】とした。主要な生活関連施設の各施設設置管理者は、各施設の課題を踏まえて取組の内容を協議したうえで、実現性の高い具体的な項目について特定事業に位置づけ、バリアフリー化を推進していく。

生活関連施設設定の考え方及び王子地区における施設数を表 3-1、3-2 に示す。

表 3-1 生活関連施設設定の考え方

	生活関連施設	主要な生活関連施設
考え方	高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者が日常生活又は社会生活において利用する施設	生活関連施設のうち、広域かつ不特定多数の利用が見込まれる施設及び旧基本構想の目的施設
推進方法	法や条例等に基づき基準への適合に努める（全生活関連施設が努力義務の対象）とともに、各自が可能な取組を講じていただけるように多様な機会を通じて働きかけ	基本構想制度を活用し、バリアフリー化に関する特定事業等を設定する

表 3-2 生活関連施設の分類及び施設数

分類	生活関連施設	主要な生活関連施設	王子地区施設数
鉄道駅	鉄道駅・停留場	同左	6 (6)
区役所・区民センター	区役所、区民事務所、分室、地域振興室、区民センター、会館、ふれあい館	同左	11 (11)
高齢者施設	高齢者あんしんセンター、高齢者在宅サービスセンター、老人いこいの家、 養護老人ホーム 、特別養護老人ホーム、 デイホーム 、 シルバーハウスセンター	高齢者あんしんセンター、左記の福祉避難所指定施設	6 (5)
障害者施設	障害者福祉センター、療育医療センター、 就労支援センター 、授産場、グループホーム、福祉園、福祉作業所、デイサービス	障害者福祉センター、療育医療センター、 就労支援センター 、左記の福祉避難所指定施設	8 (3)
子育て支援施設	子ども発達支援センター、子ども家庭支援センター、 子ども交流館 、幼稚園、保育園、児童館、 児童室 、子どもセンター、学童クラブ、育成室、児童養護施設	子ども発達支援センター、子ども家庭支援センター、 子ども交流館	38 (2)
教育施設	特別支援学校、大学・短期大学、小学校、中学校、高等学校	同左	24 (24)
文化・スポーツ・社会教育施設	図書館、文化センター、スポーツセンター、博物館、 資料館 、展示室	図書館、文化センター、スポーツセンター、博物館	6 (6)
その他公共施設等	警察署、税務署、健康増進センター、健康支援センター、年金事務所、児童・教育相談所、 エコー広場館 、ハローワーク、 職業能力開発センター 、 防災センター 、避難所（教育施設以外）、セレモニーホール、交番・地域安全センター、銭湯、駐輪場、公衆トイレ	警察署、税務署、健康増進センター、健康支援センター、避難所（教育施設以外）	41 (6)
医療施設	病院、診療所、歯科診療所、調剤薬局	病院、病床数10床以上の診療所	252 (8)
金融機関等	郵便局、銀行、コンビニエンスストア	郵便局（ゆうゆう窓口）、銀行（支店）	88 (14)
商業施設	店舗面積が500m ² 以上の中売店舗	店舗面積が1,000m ² 以上の大規模中売店舗	15 (9)
宿泊施設	客室数50以上のホテル・旅館	同左	2 (2)
路外駐車場	駐車の用に供する部分の面積が500m ² 以上で、かつ駐車料金を徴収する路外駐車場	同左	3 (3)
都市公園等	都市公園・緑地、いっとき集合場所	1ha以上の都市公園・緑地、いっとき集合場所	36 (16)
その他	旧交通バリアフリー基本構想における目的施設（特定経路・準特定経路が接している主要施設）	同左	施設数は上記の分類に含まれる

※[青字](#)で記載した施設は王子地区にはない施設

() 内は主要な生活関連施設数

民間の生活関連施設のうち病床数10床未満の診療所、歯科診療所、調剤薬局、小規模な金融機関、コンビニエンスストアについては特定事業を検討する対象施設としているが、高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者の生活に密着した施設であることから、出入口等のバリアフリー化など可能な取組を講じていただけるよう働きかけるとともに、人的対応・こころのバリアフリーや情報のバリアフリーの推進について啓発に努めていく。

（2）生活関連経路の考え方

生活関連経路は、「生活関連施設相互間の経路」とバリアフリー法で定義されている。鉄道駅・停留場から生活関連施設までの経路並びに生活関連施設相互を結ぶ経路を生活関連経路として設定する。また、地区の連續性や隣接区からの移動を考慮し、歩行者ネットワークを形成する主要な動線も必要に応じ生活関連経路に設定し、バリアフリー化を推進していく。

特に、主要な生活関連施設相互間を結ぶ経路は【主要な生活関連経路】として、積極的に特定事業に位置づけ、鉄道駅等を中心とした連続的な歩行空間のバリアフリー化を推進する。

表3-3 生活関連経路設定の考え方

	生活関連経路	主要な生活関連経路
考え方	生活関連施設相互間を結ぶ経路、又は歩行者ネットワークを形成する主要な動線や商店街	生活関連経路のうち、 <u>主要な生活関連施設相互間を結ぶ経路</u>
推進方法	新設や大規模改修時には基準への適合に努める（全生活関連経路が努力義務の対象）とともに、配慮事項を踏まえた適切な維持管理等が継続的に図られるよう道路管理者へ働きかけ	基本構想制度を活用し、バリアフリー化に関する特定事業等を設定する

（3）生活関連施設及び生活関連経路の設定

生活関連施設及び生活関連経路の考え方に基づき、王子地区の生活関連施設及び生活関連経路、主要な生活関連施設を設定した。その内容を次に示す。

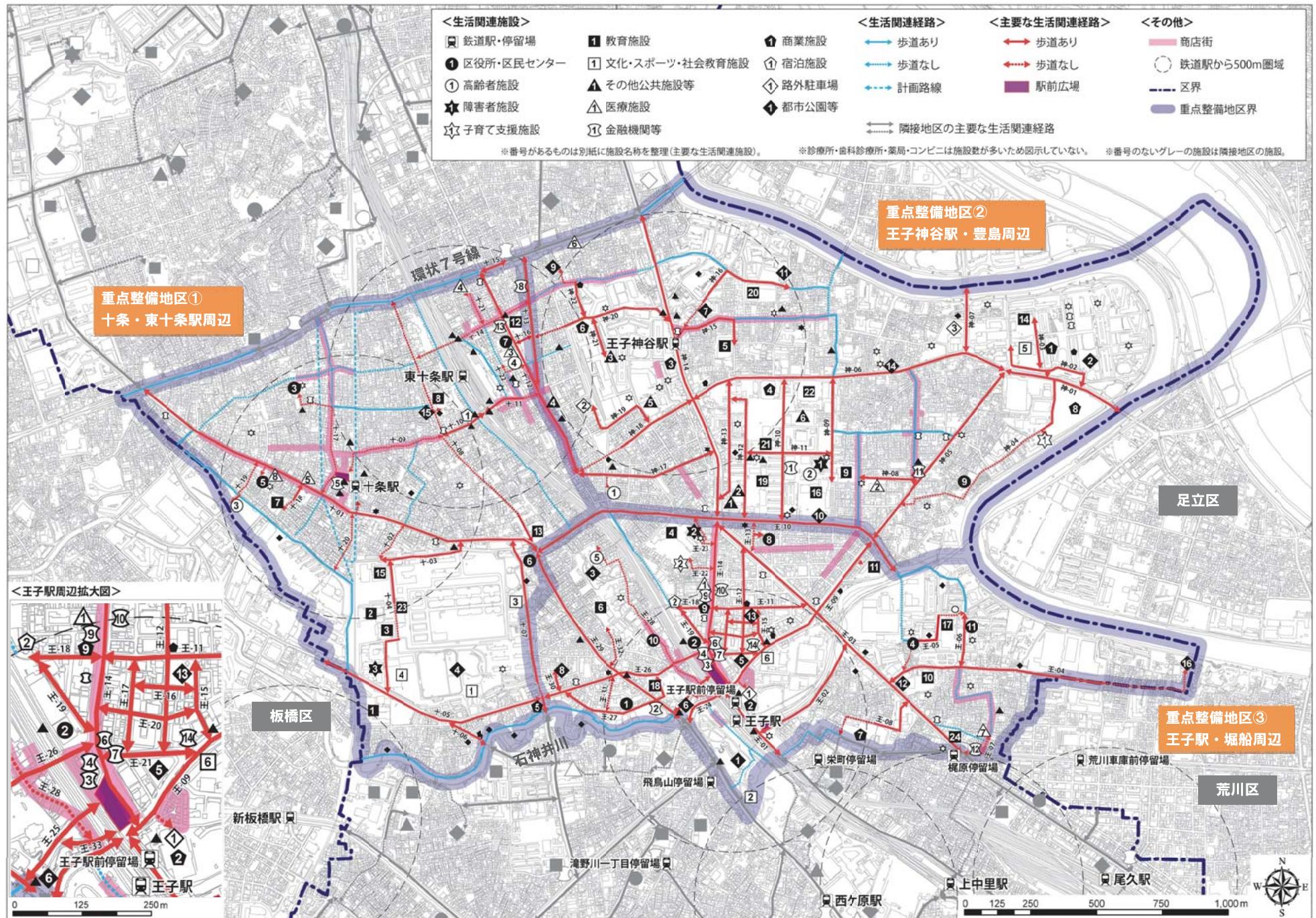


図 3-2 王子地区における生活関連施設・生活関連経路

【王子地区】主要な生活関連施設一覧

鉄道駅・停留場

-  ① JR 東十条駅
-  ② JR 十条駅
-  ③ 王 JR 王子駅
-  ④ 王 東京メトロ王子駅
-  ⑤ 神 東京メトロ王子神谷駅
-  ⑥ 王 都電王子駅前停留場

区役所・区民センター

- ① 王 北区役所 第一庁舎（王子高齢者あんしんセンター）・第二庁舎（王子区民事務所）・第三庁舎・第五庁舎・別館
- ② 王 北とぴあ・消費生活センター
- ③ + 王子区民事務所十条分室・十条地域振興室
- ④ 王 堀船地域振興室
- ⑤ + 上十条区民センター・上十条ふれあい館・上十条図書館
- 十条台区民センター・十条台ふれあい館・十条台地域振興室・十条台子どもセンター・障害者福祉センター・十条台高齢者あんしんセンター
- ⑦ + 東十条区民センター・東十条ふれあい館・東十条地域振興室・東十条保育園・東十条図書館
- ⑧ 王 王子区民センター・王子ふれあい館・王子地域振興室・中央図書館分室
- ⑨ 神 豊島区民センター・王子区民事務所豊島分室・豊島図書館・豊島ふれあい館・豊島地域振興室
- ⑩ 王 岸町ふれあい館・社会福祉協議会
- ⑪ 王 堀船ふれあい館

高齢者施設

- ① 神 王子光耀苑高齢者あんしんセンター・特別養護老人ホーム王子光耀苑
- ② 神 豊島高齢者あんしんセンター
- ③ + 十条高齢者あんしんセンター・旧富士見中学校
- ④ + 東十条・神谷高齢者あんしんセンター
- ⑤ 王 名主の滝老人いこいの家

障害者施設

- * 神 あすなろ福祉園
- * 王 王子福祉作業所・王子授産場
- * + 都立北療育医療センター

子育て支援施設

- * 神 子ども発達支援センターさくらんぼ園
- * 王 子ども家庭支援センター育ち愛ほっと館

教育施設

- 1 + 都立北特別支援学校
- 2 + 都立王子特別支援学校
- 3 + 都立王子第二特別支援学校
- 4 王 王子小学校・王子桜中学校
- 5 神 王子第一小学校
- 6 王 王子第二小学校
- 7 + 王子第五小学校
- 8 + 荒川小学校
- 9 神 豊川小学校
- 10 王 堀船小学校
- 11 王 柳田小学校
- 12 + 東十条小学校
- 13 + 十条台小学校・十条台小学校温水プール
- 14 + としま若葉小学校
- 15 + 十条富士見中学校
- 16 神 明桜中学校
- 17 王 堀船中学校
- 18 王 順天中学校・順天高等学校
- 19 神 駿台学園中学校・駿台学園高等学校
- 20 神 東京成徳大学中学・高等学校（中高一貫部）
- 21 神 飛鳥高等学校
- 22 神 東京成徳大学高等学校
- 23 + 東京成徳大学・東京成徳短期大学
- 24 王 東京福祉大学（王子キャンパス）

文化・スポーツ・社会教育施設

- 1 + 中央公園文化センター
- 2 王 飛鳥山博物館・紙の博物館・渋沢史料館
- 3 + 中央図書館
- 4 + 東京都障害者総合スポーツセンター
- 5 神 豊島北コミュニティアリーナ・豊島北スポーツ多目的広場・ココキタ・たいよう事業所・旧豊島北中学校
- 6 王 お札と切手の博物館

その他公共施設等

- 1 神 王子警察署
- 2 神 王子税務署
- 3 神 健康増進センター
- 4 神 王子健康支援センター・北区保健所
- 5 神 旧桜田小学校
- 6 神 旧清至中学校

医療施設

- 1 王 王子病院
- 2 神 王子生協病院
- 3 + 中央総合病院
- 4 + 八木病院
- 5 + 岸メディカルクリニック
- 6 神 神谷病院
- 7 王 梶原診療所
- 8 + 永振クリニックメディカルセンター

金融機関等

- 11 神 王子郵便局
- 12 王 王子本町郵便局
- 13 王 三菱UFJ銀行王子支店
- 14 王 みずほ銀行王子支店
- 15 + みずほ銀行十条支店
- 16 王 三井住友銀行王子支店
- 17 王 りそな銀行王子支店
- 18 + 東日本銀行東十条支店
- 19 王 きらぼし銀行王子支店
- 20 王 阿波銀行東京城北支店
- 21 神 東京シティ信用金庫東王子支店
- 22 王 城北信用金庫原支店
- 23 + 城北信用金庫東十条支店
- 24 王 巣鴨信用金庫王子支店

商業施設

- 1 神 ダイエー豊島団地店
- 2 王 サンスクエア（東武ストア王子店）
- 3 神 タジマ王子店
- 4 神 サミットストア王子店
- 5 + サミット滝野川紅葉橋店
- 6 神 サミットストア王子桜田通り店
- 7 王 ホームセンターコーナン王子堀船店
- 8 神 ビバホーム豊島店
(平成31年2月下旬開店予定)
- 9 王 スーパーほりぶん

宿泊施設

- 1 + フレックステイン東十条
- 2 王 東横イン京浜東北線王子駅北口

路外駐車場

- 1 王 サンスクエア有料駐車場
- 2 神 タイムズセントラルウェルネスクラブ東十条
- 3 神 タイムズ豊島6丁目

都市公園等

- 1 王 飛鳥山公園
- 2 神 東豊島公園
- 3 王 名主の滝公園
- 4 + 中央公園・中央公園運動場
- 5 王 王子駅前公園
- 6 王 音無親水公園
- 7 神 王子五丁目公園
- 8 王 王子本町公園
- 9 神 神谷南公園
- 10 神 豊島公園
- 11 神 豊島馬場遺跡公園
- 12 王 堀船公園
- 13 王 柳田公園
- 14 神 紀州神社
- 15 + 中十条二丁目児童遊園
- 16 王 船方神社

: 重点整備地区① 東十条・東十条駅周辺

: 重点整備地区② 王子神谷駅・豊島周辺

: 重点整備地区③ 王子駅・堀船周辺

第4章 王子地区の現状と課題

1. まちあるき点検の実施

王子地区の特定事業等を検討するにあたり、主要な生活関連施設及び生活関連経路を対象にまちあるき点検を開催し、現状と課題の把握を行った。

まちあるき点検の実施概要と主な意見を以下に示す。

(1) 実施概要

まちあるき点検は、下記のとおり2回実施した。実施にあたっては、区民部会委員及びその紹介者や公募区民、東洋大学の学生の方々にご参加いただいた。

表4-1 まちあるき点検実施概要

	第1回	第2回
日 時	平成30年5月28日(月) 13時15分～16時45分	平成30年5月31日(木) 13時15分～16時45分
会 場	北とぴあ 14階 カナリアホール	北とぴあ 14階 カナリアホール
出席者	51名(事務局含む)	44名(事務局含む)



図4-1 実施状況

表4-2 点検対象施設・経路

※駅前広場を含む。

	十条・東十条駅周辺	王子神谷駅・豊島周辺	王子駅・堀船周辺
鉄道駅・停留場	JR十条駅※ JR東十条駅	東京メトロ王子神谷駅	東京メトロ王子駅 JR王子駅※ 都電王子駅前停留場
区役所・区民センター	東十条区民センター 等 上十条区民センター 等	豊島区民センター 等	北区役所第一庁舎 北とぴあ 王子区民センター 等
障害者施設	都立北療育医療センター	—	—
子育て支援施設	—	—	育ち愛ほっと館
文化・スポーツ・社会教育施設	中央図書館 中央公園文化センター	たいよう事業所 (旧豊島北中学校)	飛鳥山博物館
医療施設	中央総合病院	—	—
金融機関	みずほ銀行十条支店	王子郵便局	城北信用金庫梶原支店
商業施設	—	ダイエー豊島団地店	コーナン王子堀船店 東武ストア王子店
宿泊施設	—	—	—
都市公園	—	—	堀船公園 飛鳥山公園 王子駅前公園

(2) 主な意見

まちあるき点検における主な意見を以下に示す。

表4-3 まちあるき点検における主な意見 (◎：良かった点 △：課題として指摘された点)

対象施設	意見内容	写真
鉄道駅	<ul style="list-style-type: none"> ◎車いす使用者用トイレに設置されたオストメイト対応設備*は車いすでも使える高さである。(JR 東十条駅) ◎ホームドアがあり、安心・安全なホームである。(東京メトロ王子駅・王子神谷駅) ◎各個室にフラッシュライトや非常ボタンが設置されている。(東京メトロ王子神谷駅) △2ルート目のバリアフリールート*を設けてほしい。(JR 王子駅・JR 東十条駅・JR 十条駅) △画面が見えにくい券売機がある。(JR 王子駅・JR 十条駅) △ホームからエレベーターに乗る視覚障害者はエレベーターから降りる人とぶつかる危険性があるため、ホーム上のエレベーター出入口前の視覚障害者誘導用ブロック*は操作パネル前に向けて設置した方がいい。(東京メトロ王子駅) △現状では北口にのみエレベーターが設置されている状況であり、ホーム上のエレベーターの案内が重要であるが、サイン*が少ないので南口に行ってから北口に戻るような事態が生じる。(JR 東十条駅) △トイレの案内がわかりにくく、地下1階に車いす使用者用トイレだけでなく、一般トイレもあるように読み取れる。車いす使用者用トイレについては、一般トイレのサイン(男女サイン)はいらない。(東京メトロ王子神谷駅) 写真1 	 <p>写真1：誤解を招くトイレの案内サイン</p>
停留場	<ul style="list-style-type: none"> ◎他地区の停留場と比べると広く、車いすでのすれ違いも可能である。(王子駅前停留場) 写真2 △区内の全停留場に共通して、各方面的案内が小さくホームまで行かないとわからない。どちら方面に乗ればいいかスロープ手前でわかるような大きな情報提供が必要である。 	 <p>写真2：ホームが広い停留場</p>
駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> △王子駅北口駅前広場の動線が悪いため、改善してほしい。 △電柱や看板、放置自転車などで十分な歩道の幅員が確保できない箇所がある。(JR 十条駅前広場) 	 <p>写真3：カラーコーンが置かれた障害者用駐車場</p>
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> △こども図書館のサポート室の存在をもっとアピールしてほしい。(中央図書館) △障害者用駐車場にカラーコーンがあるため、すぐ入れない。(東十条区民センター) 写真3 △大人用ベッドやオストメイト対応設備、ウォシュレットがほしい。(豊島区民センター) △施設内の視覚障害者誘導用ブロック上に物(棚・椅子・マット等)が置いてある。(東十条区民センター・王子区民センター) 写真4 △複合施設内の各施設出入口がわかりにくい。(旧豊島北中学校) 	 <p>写真4：物が置かれた視覚障害者誘導用ブロック</p>

対象施設	意見内容	写真
医療施設 金融機関 商業施設 など	<ul style="list-style-type: none"> ◎通路は広くて良い。 ◎受付が出入口の正面に設置されており、場所がわかりやすい。 ◎職員が車いす使用者を見かけた際は、クッションテーブルを手渡している。 ◎車いす使用者など単独での ATM 利用が困難な人は、職員の方が操作を手伝ってくれる。 △店内に視覚障害者用の案内設備が全くない。 △正面出入口に向かうスロープが 20%と急である。介助がないと難しい。写真 5 △聴覚障害者への対応が案内表示してあるとよい。 △トイレの呼び出しボタンは倒れた時のことも考慮して床面に近いところにもあった方が良い。 △弱視の人は衝突する可能性があるため、ガラスの壁面にはラインテープを視線の高さに貼るなど配慮した方が良い。 	 <p>写真5：急なスロープ</p>
道路	<ul style="list-style-type: none"> ◎歩道幅員が広い。(北本通り) ◎建物出入口に段差がある店舗が多くて、スロープを設置している店舗も多かった。(東十条商店街) △視覚障害者や車いす使用者やベビーカー使用者にとって電柱が障害物になる。写真 6 △歩道橋を渡れない人が迂回して利用している横断歩道では、青時間延長ボタンを設置した方が良い。(王子駅前交差点) △がたつきと合成勾配*で車いすが転倒しそうで危険を感じる。(権現坂) △視覚障害者誘導用ブロックの劣化が著しい。(音無橋付近・北本通り)写真 7 △歩道と車道の間のブロックにがたつきが生じ、段差が均一でない。(北本通り) △信号機が音響式になると利用しやすい。(紅葉橋交差点・豊島五丁目団地前・北本通り) △店舗の看板や放置自転車により歩道が狭くなっている。(コミュニティ道路)写真 8 △歩道幅員が狭く、横断勾配が急である。 	 <p>写真6：歩道内の電柱</p>  <p>写真7：劣化した視覚障害者誘導用ブロック</p>
公園	<ul style="list-style-type: none"> ◎アスカルゴは大型電動車いすでも支障なく利用できる。(飛鳥山公園)写真 9 △車止めのポールが多い。車いす使用者や弱視の方などには通りにくい。(王子駅前公園) △出入口からトイレへの視覚障害者誘導用ブロックがあるとよい。(堀船公園) 	 <p>写真8：看板が置かれた歩道</p>  <p>写真9：ストレッチャータイプの車いすも使えるアスカルゴ</p>

2. 王子地区の課題のまとめ

王子地区は、王子駅を中心に公共施設や商業施設等が多く分布する地区である。また、京浜東北線の西部には、地形による高低差があり線路沿いに坂道が多い地区である。王子駅、東十条駅周辺においては交通バリアフリー法*（旧法）に基づく基本構想を策定しており、これまでもエレベーターの整備などが進められてきた。スパイラルアップの観点からも、未完了事業の着実な進捗や2ルート目の移動経路の確保を図るとともに、施設と経路が連携した一体的なバリアフリー化の推進が求められる。

王子地区における特定事業別の主な課題を下記に示す。

（1）公共交通特定事業

鉄道駅について、JR王子駅やJR東十条駅は複数の改札口があるが、バリアフリー化された改札口へアクセスするために、大幅な迂回が必要になるため、2ルート目の整備の必要性が高い。また、JR十条駅はすべての改札口がバリアフリー化されているが、ホーム間の移動経路はバリアフリー化されておらず、行先によって利用できる改札口が限定されているため、車いす使用者用トイレの利用等には支障がある。東京メトロ南北線の鉄道駅は、基本的にバリアフリー化されているが、案内の改善による利用者の利便性向上が求められる。

地区内の都電停留場については、比較的ホーム幅が広いが、案内表示が小さいため、それぞれのホームの方面がわかりにくい。沿道から認識できる案内の設置等による情報提供が必要である。

バスについては、今回のまちあるき点検等では大きな問題点は指摘されていないが、引き続き停留所への上屋の設置や案内の充実を図ることが期待される。また、歩道が狭い区間の停留所では、歩行者との錯綜の危険があり、安全な待合空間の確保が求められる。

さらに、他地区と同様、引き続き多様な障害等への理解や適切な対応について研修等を進めなど、人的対応・こころのバリアフリーの推進が重要となる。

（2）道路特定事業

旧法に基づく交通バリアフリー基本構想の重点整備地区内では、歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置が一定程度進んでいる。未完了の事業を推進するとともに、主要な生活関連施設間においては、今回新たに設定した経路も含め、JIS規格に適合した連続的でわかりやすい視覚障害者誘導用ブロックの設置や更新を進め、スパイラルアップを図ることが望まれる。

JR王子駅西側やJR東十条駅西側は高低差が大きく、高齢者等には負担の大きい箇所や、自走式車いすでは登坂が困難な箇所も多い。平坦部の確保や手すりの設置などの安全対策や、ベンチの設置について検討する必要がある。

歩道が狭い道路では、車両乗り入れ部や横断歩道接続部での勾配が大きい箇所があり、可能な限り平坦部を確保するよう努める必要がある。

また、商店街やコミュニティ道路では、沿道の協力を得て、不法占用物（看板・駐輪）の除去や店舗出入口のバリアフリー化など、まちづくりの一環として利用しやすい通りを形成することが求められる。

(3) 都市公園特定事業

小規模な公園では、出入口や園路の段差の解消を進め、車いすやベビーカー使用者の利便性を向上することが望まれる。車いす使用者用トイレについては、維持管理や扉の開閉のしやすさ、利用可能時間の設定に課題がある施設も見受けられることから、改善が求められる。

大規模な公園では、総合的な案内やバリアフリー情報の提供、人的支援の充実が必要である。

(4) 建築物特定事業

王子地区の主要な生活関連施設は、区役所をはじめとした公共施設の他、医療施設や金融機関、商業施設等の民間施設が多いことが特徴である。また、特別支援学校*や障害者施設がJR十条駅の南側に集中している。医療施設については、トイレやエレベーター等のバリアフリー化は進んでいるが、案内設備は文字の小ささが目立つため、改善が求められる。金融機関については、ATM等の設備のバリアフリー対応や、機器を活用した人的対応の強化による多様な利用者の利便性の向上が求められる。商業施設では、比較的建築年の古い建物もあるため、出入口の勾配改善や店舗内通路の段差の解消、十分な幅員の確保など、改修時期を捉えて改善する必要がある。

公共施設では、比較的建築年の古い施設もあるため、改修の機会を捉えつつ、段差の解消、エレベーターや車いす使用者用トイレの設置及び機能分散、和式トイレの洋式化、案内設備の更新などを順次進めていくことが求められる。

すべての施設において、区内でも障害者向けの施設が多い地域であることを踏まえ、施設の職員や従業員の一人ひとりが障害の社会モデル*や合理的配慮*の必要性について認識を共有し、多様な利用者への理解や適切な対応について研修等を進めるなど、こころのバリアフリーの浸透を図ることが求められる。

(5) 交通安全特定事業

旧法に基づく交通バリアフリー基本構想の特定経路以外では、主要な交差点におけるバリアフリー対応信号機及びエスコートゾーン*の設置が十分に進んでいないため、整備の推進が求められる。

また、横断距離が長い箇所や高齢者・障害者が多く利用する箇所では、青延長用押ボタン付き信号機の整備が求められる。

(6) その他の事業

王子地区の駅前広場は、整備後期間が経過しているものがあり、特にJR王子駅前広場では、視覚障害者誘導用ブロックの規格の混在、不透水性舗装による整備、東京メトロ王子駅への乗換経路の案内の不足など、多くの問題が発生している。大規模改修にあわせて区民意見を取り入れ、基準に適合させるだけでなく、交通結節点としての利便性を向上させるバリアフリー整備が求められる。

JR十条駅前広場は視覚障害者誘導用ブロックが設置されておらず、放置自転車が多いため、安全な歩行空間確保が課題である。

第5章 移動等円滑化に関する事項

1. 移動等円滑化に関する主な基準等

バリアフリー法では、各施設設置管理者等はバリアフリー法に基づく各移動等円滑化基準*やガイドライン*、東京都福祉のまちづくり条例*等、地方公共団体が定める記載事項の内容に基づき、バリアフリー化のために必要な措置を講ずるよう努めることとされており、特定事業等の実施にあたっても、これらの基準等を踏まえ、取組を進めていくことが基本となる。

表5-1 移動等円滑化に関する主な基準等

種別	項目	名称	所管など/作成年月
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月 (平成30年3月改正)
	道路	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（道路移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月
		移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準	国土交通省【省令】 平成18年12月
	公園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月
	建築物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準）	国土交通省【政令】 平成18年12月 (平成30年11月改正)
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化誘導基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】 平成18年12月
ガイドライン等	駐車場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月
	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔旅客施設編〕	国土交通省 平成25年6月 (平成30年3月改正)
		公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔車両等編〕	国土交通省 平成25年6月 (平成30年3月改正)
	道路	増補 改定版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	(財)国土技術研究センター 平成23年8月
	公園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省 平成24年3月
	建築物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省 平成24年7月 (平成29年3月改正)

種別	項目	名称	所管など/作成年月
条例等	公共交通 ・道路・公園 ・建築物等	東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	東京都 平成 26 年 9 月
	道 路	都道における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都 平成 24 年 12 月
		東京都北区道路に関する技術的基準等を定める条例	北区 平成 25 年 3 月
	公 園	東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都 平成 24 年 12 月
		東京都北区立公園条例	北区 昭和 33 年 4 月 (平成 29 年 3 月改正)
	建 築 物	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例 (建築物バリアフリーエリア条例)	東京都 平成 18 年 12 月
		東京都北区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則	北区 平成 15 年 3 月 (平成 28 年 3 月改正)
	交通安全	東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例	東京都 平成 24 年 12 月
	駐 車 場	駐車場ユニバーサルデザインガイドライン	(財)東京都道路整備保全公社 平成 19 年 2 月
		障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイドライン	東京都 平成 25 年 8 月
	トイ レ	生活者の視点に立ったトイレ整備の指針 —とうきょうトイレ、その方向性—	東京都福祉のまちづくり 推進協議会 平成 18 年 7 月

2. 移動等円滑化に向けた特定事業別の対応の考え方

『「気づき」を共有し、カタチにするまち 北区』の実現のためには、利用者の気づきや提案を特定事業の内容に広く反映させることが重要である。

そこで、先に示した移動等円滑化に関する基準等の内容を踏まえつつ、地区別構想（滝野川地区）で設定した共通の配慮事項、王子地区におけるまちあるき点検等での意見をもとに、高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者が安全で移動・利用しやすい施設整備に向けて対応を進めていく際の共通の考え方を配慮事項として整理し、特定事業を検討する各施設設置管理者等と共有した。

（1）公共交通の共通の配慮事項

① 旅客施設（鉄道駅）

項目	共通の配慮事項
通路	<ul style="list-style-type: none">➢ エレベーター利用により大きな迂回が生じる駅では、地形や駅構造に配慮し、2ルート目のバリアフリールート確保や上下方向へのエスカレーター設置に努める。➢ 主要な動線や設備（トイレ、券売機、精算機、インターホンなど）には、視覚障害者を安全に誘導するための視覚障害者誘導用ブロックを適切に設置する。➢ 屋外のスロープは上屋を設置するか、雨天時でも滑りにくい路面とする。
上下移動	<ul style="list-style-type: none">➢ 階段は、両側に2段手すりを連続的に設置するとともに、段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。➢ エレベーターは、車いすが複数台乗れる十分な広さとし、足下まで見える鏡や浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置の設置など、安心して多様な利用者が利用できる構造とする。
ホーム	<ul style="list-style-type: none">➢ 転落を防止するためのホームドアや可動式ホーム柵*を設置する。➢ 駅や車両の構造上ホームドアや可動式ホーム柵が設置不可能な場合は、内方線付点状ブロックを設置する。また、昇降式ホーム柵や固定式ホーム柵など、他の方法による利用者の安全の確保に努める。➢ ホームと車両の隙間や段差は、できる限り小さくする。➢ 乗降や移動を妨げない位置に配慮し、ベンチを設置する。➢ 排水等のため横断勾配を設ける必要がある場合は1%を標準とする。
トイレ	<ul style="list-style-type: none">➢ 車いす使用者が円滑に利用できるトイレを設置する（十分な広さ、可動式手すり、大型ベッド、開閉しやすい扉の設置など）。➢ オストメイト対応設備や乳幼児用設備を設置する（利用状況やニーズに応じ、多機能トイレ及び一般トイレ内の両方またはいずれかに設ける）。➢ 利用者が多い施設では、一般トイレにオストメイト対応設備やベビーカーで入れる便房を確保することなどにより、多機能トイレに利用が集中しないようにする（機能分散）。➢ 和式便房を洋式化する。➢ JIS規格にあわせた形状・配置など、視覚障害者が容易に認識できる位置に洗浄ボタンやペーパー等を配置する。➢ 車いす使用者用トイレや一般トイレの個室に設ける荷物台や荷物掛けは、多様な利用者に配慮し、低い位置に設置する。➢ 非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。➢ 車いす使用者用トイレと一般トイレの個室に、非常呼び出しボタンを設置する。

項目	共通の配慮事項
券売機等	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 車いすでも近づきやすい蹴込みや見やすい(反射しない)タッチパネルや白黒反転機能のあるタッチパネルなど、車いす使用者や弱視者が1人でも利用しやすい券売機等を設置する。
案内設備・情報のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ➤ バリアフリー経路や乗継経路、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラム*などを活用した大きくわかりやすい案内表示を設置する。 ➤ 駅出入口や改札付近、ホームなどで音声による案内や、モニター等を活用した視覚情報により、遅延情報や緊急時等の情報をタイムリーに伝達できるようにする。 ➤ 可変式情報表示装置は、情報を受け取りやすい位置や高さに留意して設置する。 ➤ 改札口やトイレ、エスカレーター等に音声案内を設置する。また、駅構内やトイレの配置を示す音声付触知案内図*を視覚障害者が容易に認識できる位置に設置する。 ➤ 駅構内や周辺のバリアフリーに関する案内を紙で配布するなど、多様な利用者を想定した情報提供の充実を図る。 ➤ 改札周辺やホーム等にインターホンを設置する場合は、モニターを設けるなど聴覚障害者等への適切な対応方法を検討する。 ➤ 筆談用具を設け、わかりやすい位置に筆談用具の設置を示す案内を表示する。 ➤ 自動改札機はIC専用改札機と磁気券対応改札機の違いがわかるような案内表示を設置する。
人的対応・こころのバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施し、職員による案内やサポート、声かけなどの対応を充実する。 ➤ 駅や車両利用のマナー・ルール(施設利用に制約がある人のエレベーター・多機能トイレの優先やエスカレーターの2列での利用など)について、利用者への周知・啓発を行う。

<参考>

■ホームドア(区内)



■内方線付点状ブロック(区内)



■電光掲示やモニターによる情報提供(区内)



② 旅客施設（停留場）

項目	共通の配慮事項
通路	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 主要な動線には、視覚障害者を安全に誘導するための視覚障害者誘導用ブロックを適切に設置する。 ➤ 傾斜路は車いす使用者に配慮し、緩やかな勾配（縦断勾配 8%以下）とし、十分な幅員（120cm 以上）を確保する。
上下移動	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 階段は、両側に2段手すりを連続的に設置するとともに、段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。
ホーム	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 車いす使用者が円滑に利用できるように、乗降場の幅員を十分に確保する（150cm 以上）。 ➤ 転落を防止するためのホーム柵や内方線付点状ブロックを設置する。 ➤ ホームと車両の隙間や段差は、できる限り小さくする。 ➤ 乗降や移動を妨げない位置に配慮し、上屋やベンチを設置する。 ➤ 排水等のため横断勾配を設ける必要がある場合は 1 %を標準とする。
案内設備・情報のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 乗降位置等について、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設置する。 ➤ 音声による案内や、モニター等を活用した視覚情報により、遅延情報や緊急時等の情報をタイムリーに伝達できるようにする。 ➤ 可変式情報表示装置は、情報を受け取りやすい位置や高さに留意して設置する。 ➤ 車両内に筆談用具を設け、わかりやすい位置に筆談用具の設置を示す案内を表示する。
人的対応・こころのバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施し、職員による案内やサポート、声かけなどの対応を充実する。 ➤ 停留場や車両利用のマナー・ルールについて、利用者への周知・啓発を行う。

＜参考＞

■幅員が確保された停留場（ホーム柵・内方線付点状ブロック・上屋・ベンチの設置）(区内)



③ 路線バス・コミュニティバス

項目	共通の配慮事項
車両	➤ 車両のノンステップ化や車いす使用者やベビーカー使用者が利用しやすい広めの乗降口の確保など、バリアフリー化された車両への代替を促進する。
バス乗降場・バス停留所	➤ バス停留所にベンチや屋根を設置するなど、十分な待合スペースを確保する。(道路管理者との連携) ➤ バス停留所を設置する歩道は、バスが正着(バス停留所に寄せてまっすぐ停車)しやすく、車両との段差が生じない構造に改良するとともに、乗降口の位置がわかるように視覚障害者誘導用ブロックを設置する。(道路管理者との連携)
案内設備・情報のバリアフリー	➤ バス乗降場やバス停留所における案内を充実する(わかりやすい路線図、ノンステップバス運行の表示、多言語表記、バスの乗り方など)。 ➤ バス接近表示システムの導入(音声案内・電光表示)を促進する。 ➤ 筆談用具を設け、わかりやすい位置に筆談用具の設置を示す案内を表示する。
人的対応・こころのバリアフリー	➤ バス停留所への正着やニーリング(車両を傾けて段差を緩和する)を徹底する。 ➤ 多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施し、職員による案内やサポートなどの対応を充実する。 ➤ バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。

<参考>

■ノンステップバス



出典：公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイド
ライン バリアフリー整備ガイドライン 車両等編
(平成25年6月)

■バリアフリー化されたバス停留所(区内)



④ タクシー

項目	共通の配慮事項
車両	➤ 車いす使用者等も利用できる福祉タクシー*（ユニバーサルデザインタクシーを含む）の導入を促進する。
案内設備・情報のバリアフリー	➤ 筆談用具を設け、わかりやすい位置に筆談用具の設置を示す案内を表示する。
人的対応・こころのバリアフリー	➤ 多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施し、職員による案内やサポートなどの対応を充実する。

<参考>

■福祉タクシー・ユニバーサルデザインタクシー

福祉タクシーは、障害者等の運送を目的とした予約制のタクシーである。ユニバーサルデザインタクシーは、健常者や高齢者、車いす使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、誰もが利用しやすいタクシー車両であり、予約だけでなく街中で呼び止めても使用できるタクシーである。

移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までに約28,000台の福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む）を導入することを整備目標としている。東京都では、平成32年度までに、都内のタクシーの2割にあたる10,000台を導入することを目標としており、平成29年度末時点で約1800台が導入されている。

一方で、ユニバーサルデザインタクシーの現状として、車種によっては利用できない車いす使用者がいることや、道路構造により乗車にかかる時間が左右されるという指摘が多くあるため、利用しやすい車両への改善が求められる。



出典：川崎タクシーグループホームページ
ユニバーサルデザインタクシー
(後方乗降タイプ)



出典：宝自動車交通株式会社ホームページ
ユニバーサルデザインタクシー
(側方乗降タイプ)

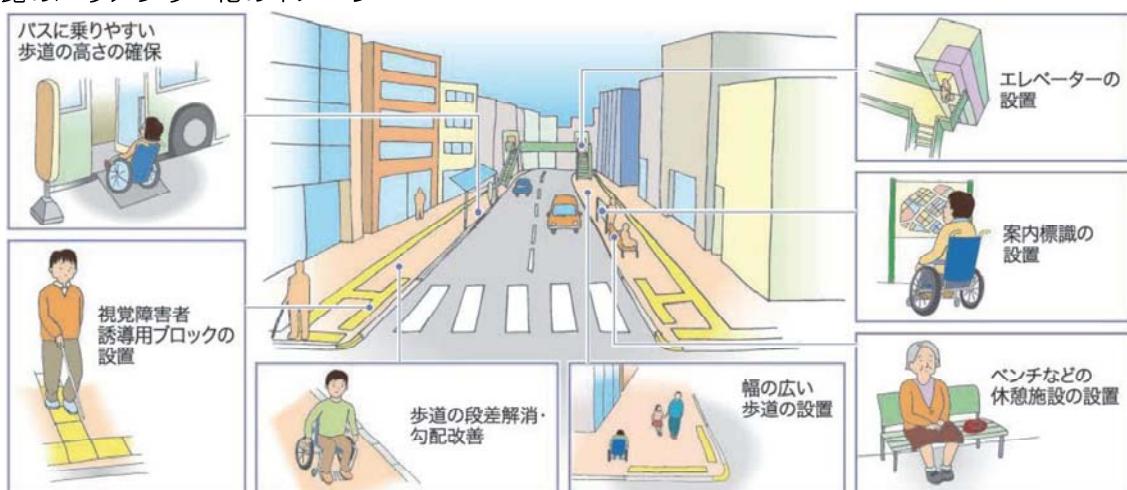
(2) 道路の共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項
歩道等	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 歩道の傾きやがたつきを解消し、平坦かつ十分な有効幅員*が確保された歩行空間を整備する。 ➤ 横断歩道接続部の勾配を解消し(5~8%以下)、車いす使用者が安全に滞留できるスペースを整備する。 ➤ 地形などにより高低差が伴う場合には、垂直方向の移動などによる負担を少なくするよう、エレベーターなどの整備も含めて検討する。 ➤ 歩行者の通行が想定される場所の側溝の蓋(グレーチング)などは、白杖や車いす使用者の移動の障害とならないよう、目の細かいものなどにする。 ➤ 歩行者等の通行の支障とならない範囲で、日陰の確保やベンチ等の休憩施設の設置に努める。 ➤ 歩道の安全性を高めるため、自転車走行空間整備*を推進する。 ➤ 駅前広場では、駅出入口から各乗降場等への連続した屋根を設置し、わかりやすい位置に乗り場や行き先のわかる総合案内板等を設置する。
バス乗降場・ バス停留所	<ul style="list-style-type: none"> ➤ バス停留所にベンチや屋根を設置し、十分な待合スペースを確保する。(バス事業者との連携) ➤ バス停留所を設置する歩道は、バスが正着(バス停留所に寄せてまっすぐ停車)しやすく、車両との段差が生じない構造に改良するとともに、乗降口の位置がわかるように視覚障害者誘導用ブロックを設置する。(バス事業者との連携)
タクシー乗降場	<ul style="list-style-type: none"> ➤ タクシー乗降場を設置する歩道は、車いすでも座席の直近まで接近できるように、歩車道境界の段差を少なくする(2cmを標準)。
視覚障害者誘導 用ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 視覚障害者誘導用ブロックは、JIS規格に適合したものとし、舗装面との色の差による見やすさに配慮するとともに、経年劣化しにくい方法で設置する。 ➤ 沿道の生活関連施設の利用状況やニーズを考慮し、必要に応じて施設入口へ連続的に誘導するブロックを設置する。(施設設置管理者と連携)
歩道のない道路	<ul style="list-style-type: none"> ➤ コミュニティ道路整備を進めるなど、歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境を整備する。 ➤ 路肩の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する。(交通管理者と連携) ➤ 歩行者の通行が想定される場所の側溝の蓋(グレーチング)などは、白杖や車いす使用者の移動の障害とならないよう、目の細かいものなどにする。 ➤ バス停留所を設置する道路は、安全な待合空間を確保する。(バス事業者と連携)
安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 長く続く坂道では、車いすなどが一時停止できる平坦部や手すり、ベンチの設置などに配慮する。 ➤ 電柱や街灯、案内サイン等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。
案内設備・ 情報の バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 生活関連経路上の主要な箇所(駅周辺、主要交差点、主要な生活関連施設付近の交差点など)に、多様な利用者に配慮した見やすく近づきやすい案内表示の設置に努める(必要に応じて点字表示・音声案内など)。 ➤ エレベーター・スロープなどの案内は、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすいものを設置する。 ➤ 視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内誘導の仕組みや表示方法等を検討する。

項目	共通の配慮事項
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理に配慮する。 ➤ 工事中なども多様な利用者が困ることのないよう、安全に通行できる幅員の確保や凹凸の除去、安全な通行位置への誘導などに配慮する。
普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物への指導を行い、適切な機能を確保する。 ➤ 自転車通行環境整備と通行ルールの啓発を推進し、歩行者の安全性を向上させる。 (交通管理者と連携) ➤ 駅周辺の放置自転車対策を積極的に行い、歩行環境を向上させる。

＜参考＞

■道路のバリアフリー化のイメージ



出典：国土交通省資料

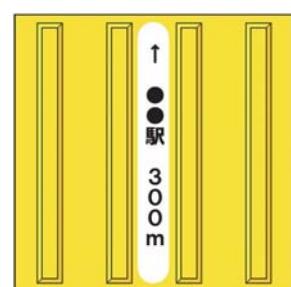
■バリアフリー化された歩道（区内）



■路側帯のカラー舗装（区内）



■視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内誘導



■長く続く坂道への手すりの設置（区内）



■施設と連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置（区内）



(3) 建築物・路外駐車場の共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項
出入口・敷地内通路（屋外）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 道路と建築物の連続性に配慮し、段差を解消するとともに、歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。（道路管理者と連携） ➤ 主要な出入口は自動ドアなど通行しやすい扉とし、車いす使用者やベビーカー使用者等に配慮した幅を確保する（80cm以上）。 ➤ 屋外のスロープは上屋を設置するか、雨天時でも滑りにくい路面とする。
建物内通路	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する（120cm以上）。 ➤ 主要な通路に段差がある場合はスロープを設置するなどして段差を解消する。
上下移動	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 階段は、両側に2段手すりを連続的に設置するとともに、段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。 ➤ 2階以上の施設には、エレベーターを設置する。 ➤ エレベーターは、施設の用途や規模に応じて車いすが複数台乗れる十分な広さとし、足下まで見える鏡や浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置の設置など、安心して多様な利用者が利用できる構造とする。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 車いす使用者が円滑に利用できるトイレを設置する（十分な広さ、可動式手すり、大型ベッド、開閉しやすい扉の設置など）。 ➤ オストメイト対応設備や乳幼児用設備を設置する（利用状況やニーズに応じ、多機能トイレ及び一般トイレ内の両方またはいずれかに設ける）。 ➤ 利用者が多い施設では、一般トイレにオストメイト対応設備やベビーカーを入れる便房を確保することなどにより、多機能トイレに利用が集中しないようにする（機能分散）。 ➤ 和式便房を洋式化する。 ➤ JIS規格にあわせた形状・配置など、視覚障害者が容易に認識できる位置に洗浄ボタンやペーパー等を配置する。 ➤ 車いす使用者用トイレや一般トイレの個室に設ける荷物台や荷物掛けは、多様な利用者に配慮し、低い位置に設置する。 ➤ 非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。 ➤ 車いす使用者用トイレと一般トイレの個室に、非常呼び出しボタンを設置する。
案内設備・情報のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設内の配置図やバリアフリー化された経路、非常口、施設内のバリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設置する。 ➤ パンフレットやWEB*などを使った案内など多様な方法で、施設の利用やバリアフリーなどに関する情報を提供する。 ➤ 施設出入口やトイレ、エレベーター等に音声案内を設置する。また、トイレの配置がわかる触覚案内図を設置する。 ➤ 筆談用具を設け、わかりやすい位置に耳マークや筆談用具の設置を示す案内を表示する。
駐車場・駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設の出入口付近に十分な広さの車いす使用者用駐車施設（幅350cm以上、車両後方部の乗降スペースの確保）を設置し、案内をわかりやすく表示するとともに、適切な利用を促すように利用者への啓発を行う。 ➤ 利用者などの駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。

項目	共通の配慮事項
その他設備	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 受付・窓口や記入台は、車いす使用者が利用しやすい構造のものを1つ以上設置する（座位用、膝が入る構造）。 ➢ 貸出用の車いすやベビーカー等を設置し、案内を表示する。 ➢ 授乳室やおむつ交換台、ベンチを設置する。 ➢ 商業施設では、車いすでも利用しやすい幅の広いレジレーンを設け、優先して利用できるように配慮する。 ➢ 区民事務所や病院などの順番待ちが生じる施設では、電光表示や呼び出し受信機を導入し、音声と文字情報で案内するなど、聴覚障害者や視覚障害者に対応した呼び出し方法に配慮する。 ➢ 会議室等の予約システムは、移動制約がある人でも対応できる方法に配慮する。
人的対応・こころのバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 施設出入口から受付・窓口までの経路に視覚障害者誘導用ブロックを設置し、受付・窓口からは職員・従業員等が対応するなど、連続的な誘導に配慮する。 ➢ 多様な利用者への適切な対応について職員・従業員等の教育を実施し、職員・従業員等による案内やサポートなどの対応を充実する。 ➢ 施設利用のマナー・ルール（施設利用に制約がある人のエレベーター・多機能トイレの優先やエスカレーターの2列での利用など）について、利用者への周知・啓発を行う。

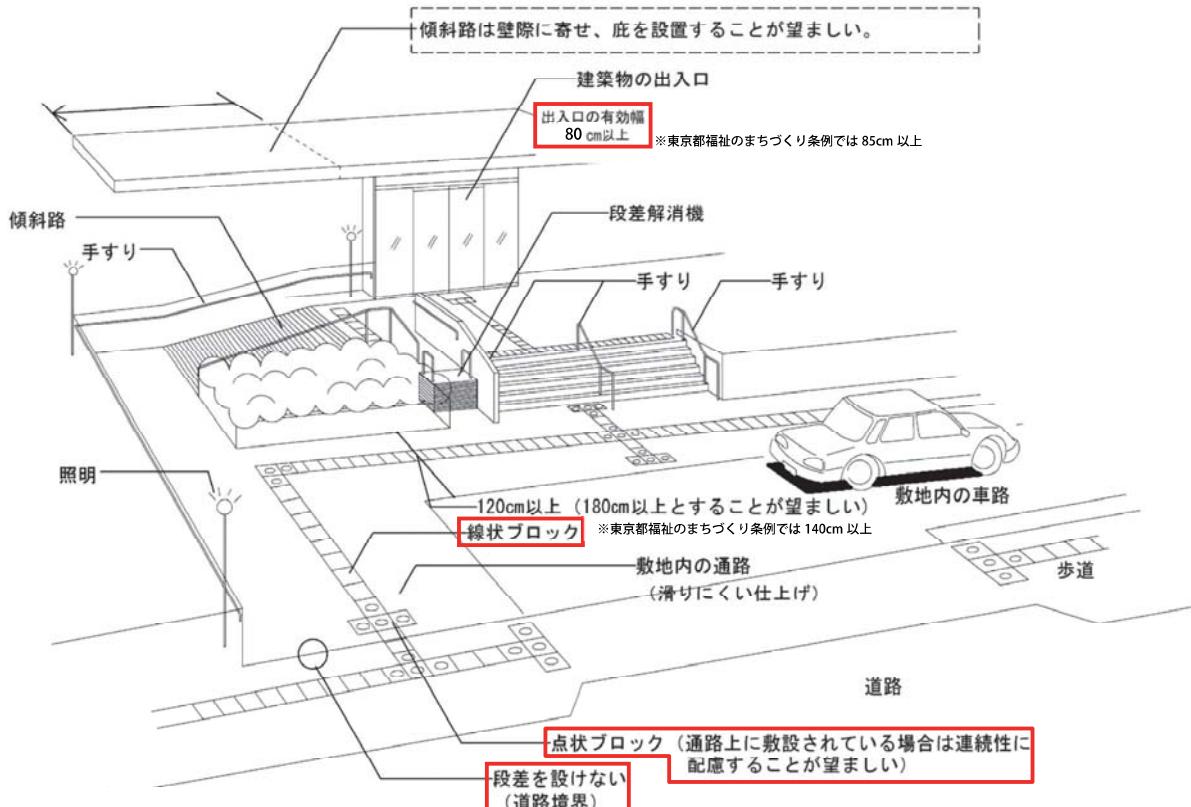
＜参考＞

■建築物のバリアフリー化

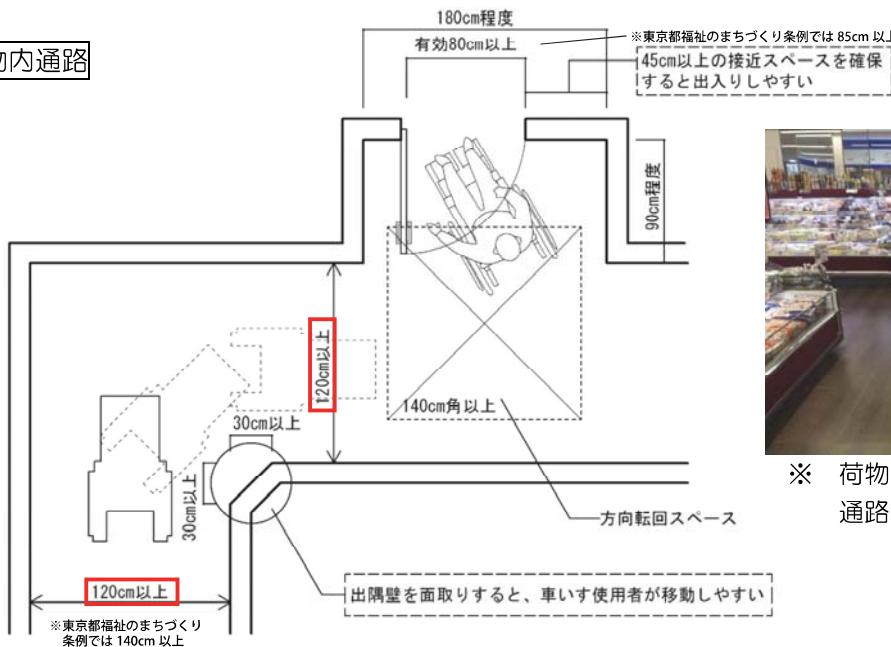
（注記のないものは、高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準、東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル、より抜粋・作成）

□ 赤枠で囲んだものは、『共通の配慮事項』に設定した基準である。

出入口・敷地内通路（屋外）

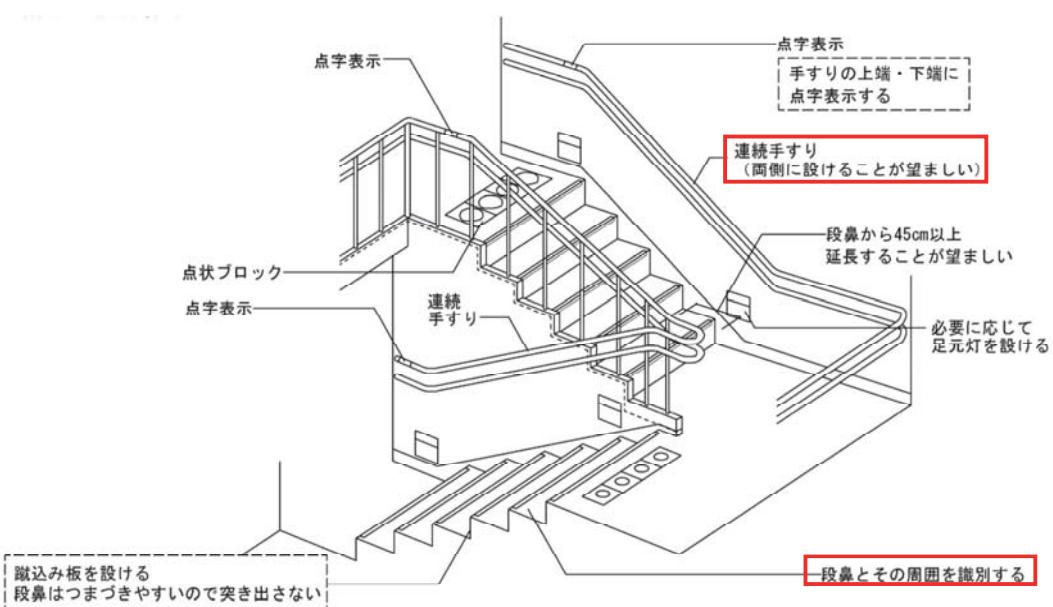


建物内通路

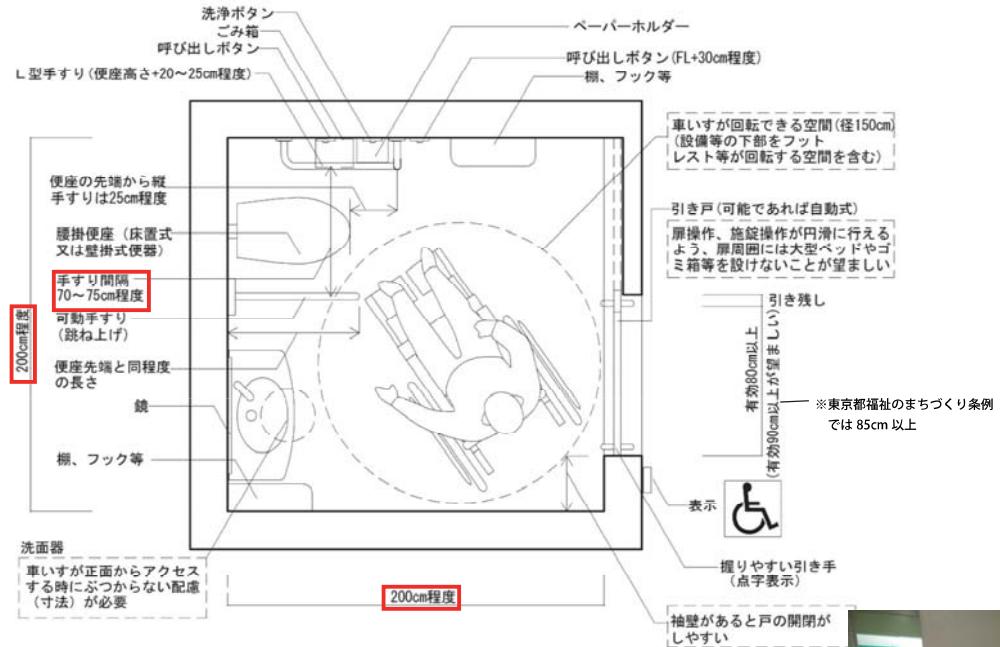


※ 荷物などを置かず、可能な限り通路の幅を広くする（区内）

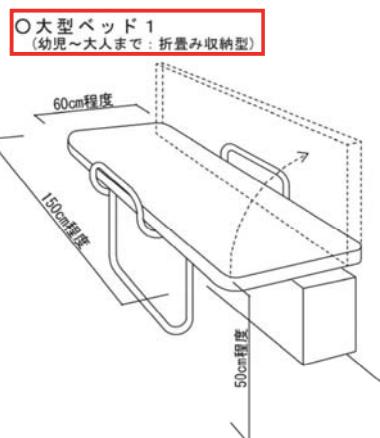
上下移動



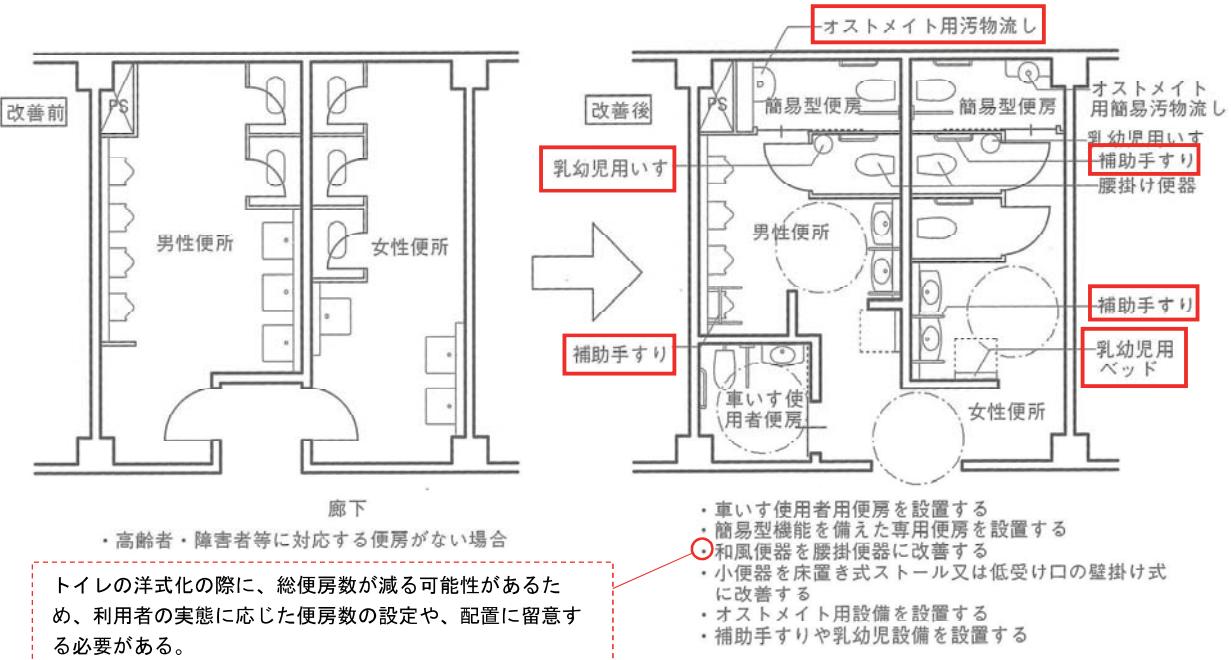
トイレ（車いす使用者用）



大型ベッドの設置された車いす使用者用トイレ（区内）



トイレ（一般トイレの改善例）



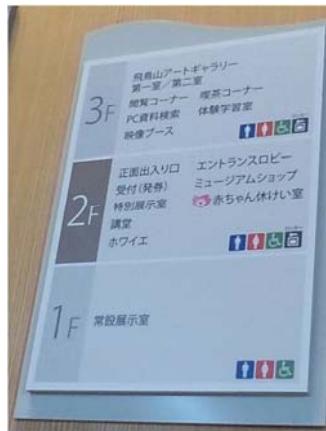
案内（案内板）



視覚障害者誘導用ブロックの敷設とあわせて、音声案内設備が設置されている建築物の出入口



施設内の避難経路及びバリアフリー設備が示された配置図（区内）



各階のバリアフリー設備が示された案内図（区内）

案内（トイレ触知案内図）



機能をわかりやすく示し、点字表示・色使いにも配慮された室内表示

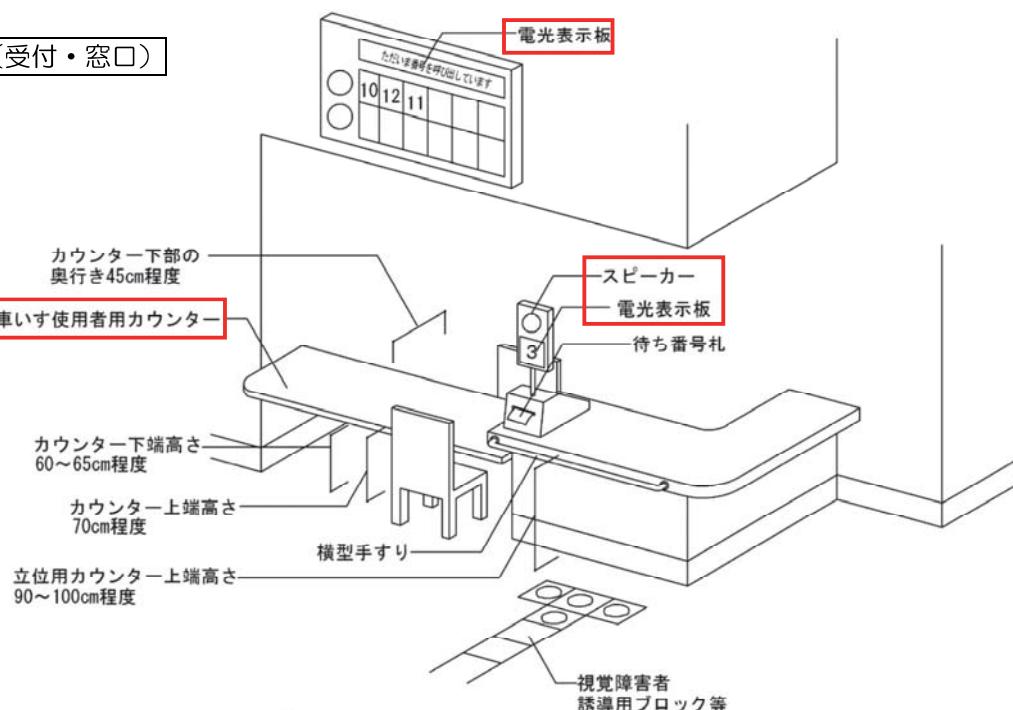


筆談ボード：書いて消せる白板



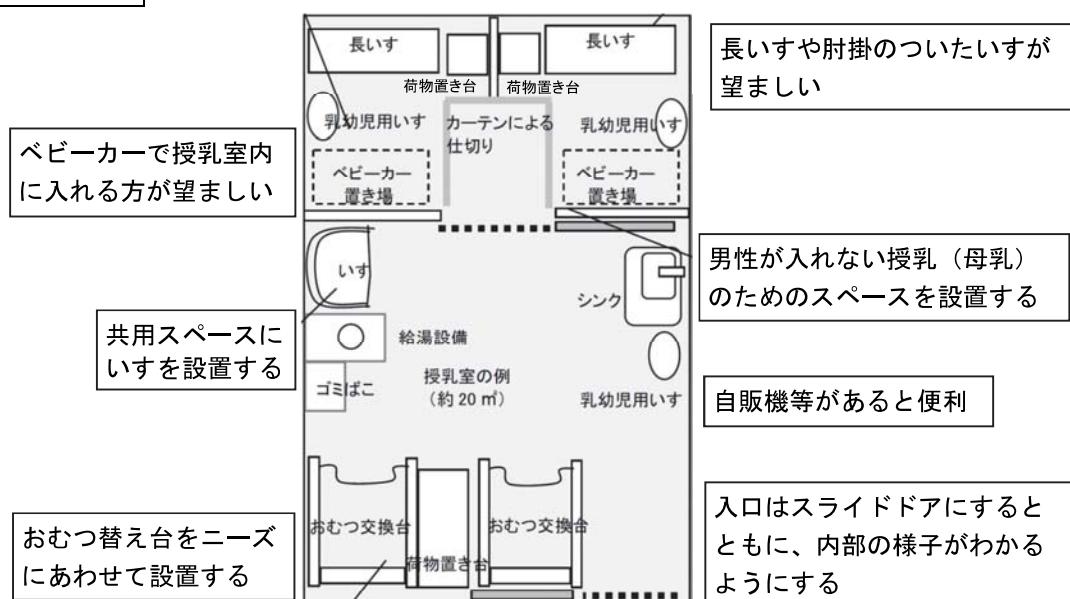
コミュニケーション支援ボード
(出典: 公益社団法人明治安田こころの健康財団)

その他設備（受付・窓口）



その他設備（授乳室）

さまざまな機能がある授乳室の例 (3.5m × 5m)



駐車場



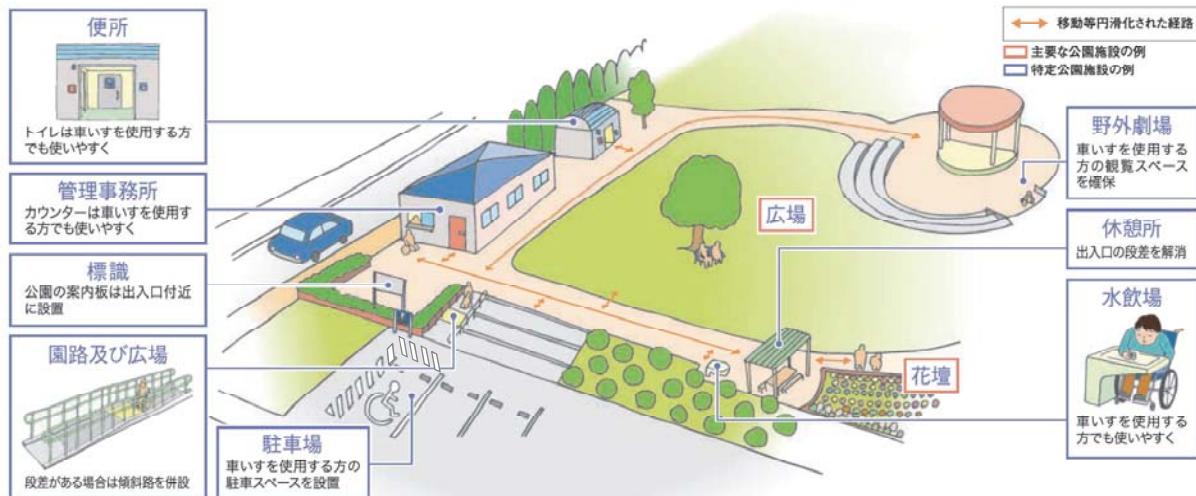
出典：自然公園等施設技術指針

(4) 都市公園の共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項
出入口	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 敷地境界の段差を解消し、十分な幅員を確保する(90cm以上)。 ➢ 二輪車進入禁止柵を設ける場合は、車いす使用者やベビーカー使用者に配慮した構造とする。
園路	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 主要な園路は平坦で固くしまっていて滑りにくい路面とする。 ➢ 主要な園路には段差や急な勾配を設けない。 ➢ 主要な園路は車いす使用者等が通るのに十分な幅員を確保する(120cm以上)。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 車いす使用者が円滑に利用できるトイレを設置する(十分な広さ、可動式手すり、大型ベッド、開閉しやすい扉の設置など)。 ➢ オストメイト対応設備や乳幼児用設備を設置する(利用状況やニーズに応じ、多機能トイレ及び一般トイレ内の両方またはいずれかに設ける)。 ➢ 利用者が多い施設では、一般トイレにオストメイト対応設備やベビーカーを入れる便房を確保することなどにより、多機能トイレに利用が集中しないようにする(機能分散)。 ➢ 和式便房を洋式化する。 ➢ JIS規格にあわせた形状・配置など、視覚障害者が容易に認識できる位置に洗浄ボタンやペーパー等を配置する。 ➢ 車いす使用者用トイレや一般トイレの個室に設ける荷物台や荷物掛けは、多様な利用者に配慮し、低い位置に設置する。 ➢ 非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。 ➢ 車いす使用者用トイレと一般トイレの個室に、非常呼び出しボタンを設置する。
案内設備・情報のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ➢ バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設置する(必要に応じて点字・音声案内、パンフレットの設置など)。 ➢ 筆談用具を設け、わかりやすい位置に筆談用具の設置を示す案内を表示する。(管理事務所)
休憩施設	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 日陰となる場所やベンチ等の休憩施設を設置する。 ➢ 車いす使用者等が利用しやすい構造の水飲み場を設置する。
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 主要な園路付近に十分な広さの車いす使用者用駐車施設(幅350cm以上、車両後方部の乗降スペースの確保)を設置し、案内をわかりやすく表示するとともに、適切な利用を促すように利用者への啓発を行う。
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 園路やトイレ、案内設備、植栽の枝などは適切な維持管理によりいつでも安心して使えるように配慮する。 ➢ 多機能トイレの時間規制について、利用者のニーズを踏まえた運用方法を検討する。 ➢ 利用者などの駐輪が、出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。
人的対応・こころのバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施し、職員による案内やサポートなどの対応を充実する。

<参考>

■都市公園のバリアフリー化のイメージ



出典：国土交通省資料

(5) 信号機等の共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項
信号機等	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 生活関連経路上の信号機は、音響式や経過時間表示式などのバリアフリー対応型信号機を設置する。 ➤ 音響式信号機*の設置に際しては、視覚障害者の利用を想定し、わかりやすく安全な位置への押ボタンの設置に配慮する。 ➤ 多様な利用者が安全に横断できるよう、適切な青時間を確保する（歩行者用青信号の延長など）。 ➤ 標識、標示の高輝度化や信号機のLED化により見やすさを向上する。
横断歩道	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 生活関連経路上の交差点には、横断歩道の設置を進める。 ➤ 駅前などの混雑する交差点や複雑な形状の交差点には、歩道の視覚障害者誘導用ブロックと連続したエスコートゾーンを設置する。
安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 歩道のない道路では、路肩の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する。（道路管理者と連携）
普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する。（道路管理者と連携）

<参考>

■ 視覚障害者用付加装置付信号（音響式信号機）



出典：警視庁資料

■ 経過時間表示式信号機*



出典：警視庁資料

■ エスコートゾーン（区内）



第6章 王子地区における特定事業等

特定事業とは、生活関連施設及び生活関連経路、特定車両等のバリアフリー化を具体化するためのもので、バリアフリー法に基づき公共交通特定事業、道路特定事業、建築物特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、交通安全特定事業などがある。基本構想に定めた特定事業は、施設設置管理者等による特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられる。

特定事業等の設定にあたっては、まちあるき点検等による利用者からの指摘事項を受け、各施設設置管理者等が対応方策を検討した。あわせて、前章に記載した移動等円滑化に向けた対応の考え方に基づき、各施設設置管理者等が配慮事項への適合状況についてセルフチェックを行い、適合していない項目や継続的に実施する項目について対応方針を検討し、取り組む事業を整理した。

第6章 目次

1. 公共交通特定事業	38
(1) 鉄道	38
(2) 路面電車	38
(3) バス	38
2. 道路特定事業	38
(1) 国道・都道	38
(2) 区道	38
3. 建築物・路外駐車場特定事業	38
(1) 区役所・区民センター	38
(2) 高齢者施設	38
(3) 障害者施設	38
(4) 子育て支援施設	38
(5) 教育施設	38
(6) 文化・スポーツ・社会教育施設	38
(7) その他公共施設等	38
(8) 医療施設	38
(9) 金融機関等	38
(10) 商業施設	38
(11) 宿泊施設	38
(12) 路外駐車場	38
4. 都市公園特定事業	38
5. 交通安全特定事業	38
6. その他の事業	39
(1) タクシー	39
(2) 駅前広場	39
(3) いっとき集合場所	39

1. 公共交通特定事業

(1) 鉄道

(2) 路面電車

(3) バス

2. 道路特定事業

(1) 国道・都道

(2) 区道

3. 建築物・路外駐車場特定事業

(1) 区役所・区民センター

(2) 高齢者施設

(3) 障害者施設

(4) 子育て支援施設

(5) 教育施設

(6) 文化・スポーツ・社会教育施設

(7) その他公共施設等

(8) 医療施設

(9) 金融機関等

(10) 商業施設

(11) 宿泊施設

(12) 路外駐車場

4. 都市公園特定事業

5. 交通安全特定事業

(1) 信号機等

6. その他の事業

(1) タクシー

(2) 駅前広場

(3) いっとき集合場所

第7章 人的対応・こころのバリアフリーの推進

全体構想では、スパイラルアップの一環として継続される協議会の場を活用してこころのバリアフリーに関する意見交換や勉強会、ワークショップなどを実施し、成果を広く発信することにより、こころのバリアフリーの推進を図ることとしている。

平成28年度は区民部会委員でこころのバリアフリーに関する意見交換を行い、これまでに経験したことや実践していること等を共有した。さらに、今後区民部会を通じて考えてみたいこと、発信したいことを話し合い、取組のアイデアを検討した。

また、区民部会による意見交換の内容を踏まえ、下記を基本的な考え方として人的対応の推進やこころのバリアフリーのための取組を具体的に進めていくこととした。

- (1) 区民部会委員が当事者としての気づきを活かし、具体的な活動や検討を行う
- (2) 協議会のネットワークを活用し、区と事業者、利用者が連携した取組を行う
- (3) 既存の情報や基本構想の検討の中で得られた成果を積極的に活用し、情報を発信する
- (4) 先進的な事例を学び、北区ならではの活動につなげる

平成29年度は、特別支援学校へのアンケート調査及びヒアリング調査による当事者の声の収集し、啓発用リーフレットを作成した。また、視覚障害者誘導用ブロック設置地図の活用方策の検討や、事業者への障害理解の取組として、合同意見交換会での障害理解の実践や協議会でのバギーの周知などを実施した。

平成30年度は、引き続きこころのバリアフリーの基本的な考え方に基づき、下記の取組を実施した。

1. 区立小学校へのアンケート調査による子どもの障害者への配慮状況の把握

平成29年度に実施した、当事者がまちで困っていること、配慮してほしいことなどの調査結果を踏まえ、子どもに対して特に重点的に啓発すべき事項を明確にするため、東洋大学や中央大学と協働し、区立小学校の生徒に対して、街中での障害者への配慮に関するアンケート調査を実施した。

(1) 調査目的

北区バリアフリー基本構想【地区別構想（赤羽地区）】で掲げた「人的対応・こころのバリアフリーの推進」に向けて、子どもへの働きかけに関する具体的な方策を検討するにあたり、その検討材料となる子どもの障害者への配慮状況を把握する。

(2) 調査概要

区立小学校 11 校の生徒を対象に、アンケート調査票を配布した。アンケート調査概要を表 7-1 に示す。

表 7-1 アンケート調査概要

項目	内容				
調査期間	平成 30 年 7 月～10 月予定（現在調査中）				
配布対象	以下の区立小学校 11 校の小学6年生 王子小学校、王子第一小学校、王子第二小学校、王子第五小学校、荒川小学校、 豊川小学校、堀船小学校、柳田小学校、東十条小学校、十条台小学校、 としま若葉小学校				
配布数	① 王子小学校	89 名	⑦ 堀船小学校	47 名	
	② 王子第一小学校	116 名	⑧ 柳田小学校	29 名	
	③ 王子第二小学校	39 名	⑨ 東十条小学校	62 名	
	④ 王子第五小学校	30 名	⑩ 十条台小学校	21 名	
	⑤ 荒川小学校	20 名	⑪ としま若葉小学校	43 名	
	⑥ 豊川小学校	46 名			合計 542 名
回収数 (整理中)	① 王子小学校	●名	⑦ 堀船小学校	●名	
	② 王子第一小学校	●名	⑧ 柳田小学校	●名	
	③ 王子第二小学校	●名	⑨ 東十条小学校	●名	
	④ 王子第五小学校	●名	⑩ 十条台小学校	●名	
	⑤ 荒川小学校	●名	⑪ としま若葉小学校	●名	
	⑥ 豊川小学校	●名			合計 ●名 回収率 ●%
調査項目	① まちでの当事者（車いす使用者、視覚障害者、ベビーカー利用者）との遭遇の有無 • 当事者との遭遇の有無／遭遇場所 • 遭遇時の当事者の状況 • 当事者に遭遇した際の対応 ② まちの「バリア」について、気付いたことや考えていること				

2. 視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内表示の検討

10月15日（月）区民部会・事業者部会合同意見交換会での検討を掲載予定

3. 事業者への障害理解の実践

10月15日（月）区民部会・事業者部会合同意見交換会での取組を掲載予定

4. 区民への障害理解の実践

実施に向けて調整中

第8章 基本構想の推進とスパイラルアップ

1. 特定事業計画の作成及び進捗状況の管理

地区別構想で定めた特定事業について、バリアフリー法では、事業を位置づけた施設設置管理者等が特定事業計画を作成し事業を推進することとされている。特定事業計画の作成にあたっては、施設設置管理者等の計画を区が共通のフォーマットでとりまとめた。なお、平成30年度は、滝野川地区におけるすべての施設設置管理者等が作成した特定事業計画をとりまとめた。

また、目標年次に向けては施設管理の担当者等が変更することが想定されるため、まちあるき点検での区民意見等を踏まえた特定事業等設定の経緯が適切に引き継がれるよう配慮する。

地区別構想、特定事業計画の策定以降も、協議会組織を継続し、施設設置管理者等が定める特定事業計画の内容やその進捗状況を定期的に確認し、必要に応じて利用者の意見などに応じたさらなる改善検討を進める。

2. 基本構想のスパイラルアップ

全体構想に定めたとおり、引き続き、P（計画 plan）D（実施 do）C（評価 check）A（改善 action）のPDCAサイクル*に基づき、進捗状況の把握を行うとともに、バリアフリー法や移動等円滑化基準、ガイドラインなどの改定の動向、施設見学会やまちあるき勉強会等の実施による利用者目線での評価、さらには新たな課題に対する検討を加え、構想の実現化とスパイラルアップに努める。

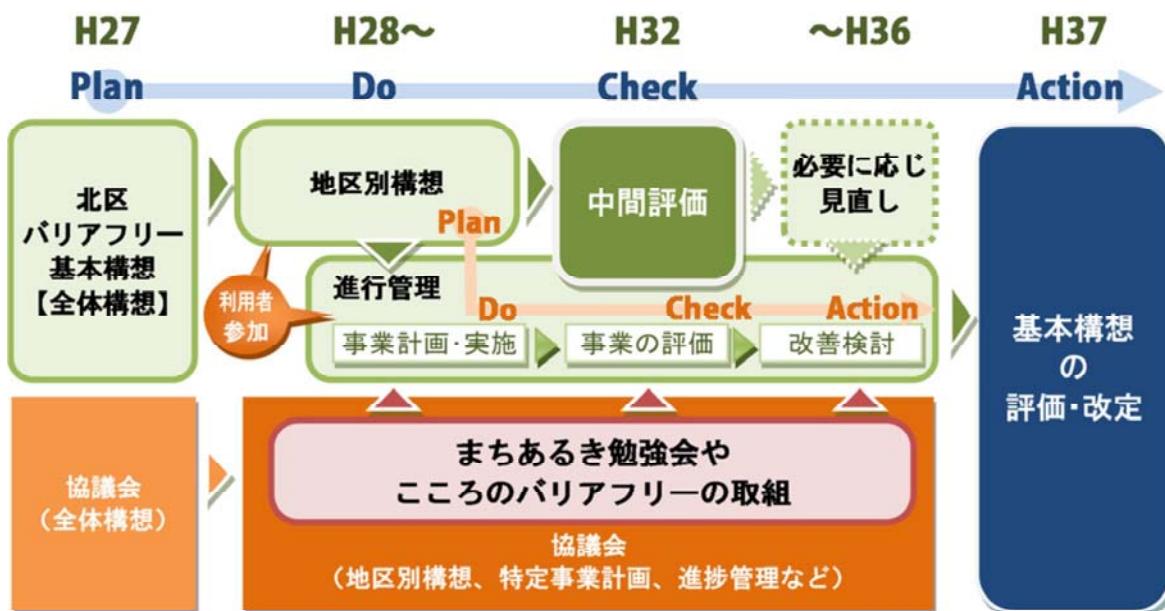


図8-1 基本構想のスパイラルアップのイメージ

3. 事業実施時における利用者参加の推進

各施設設置管理者等が定めた特定事業を実施する際は、さらに具体的な利用者意見を取り入れ、より望ましい形で取組が行われることが期待される。本地区別構想で設定した特定事業のうち、特に移動や施設の利用に影響の大きい事業については、利用者の意見を取り入れる機会を設けるよう、協議会を通じて働きかけを行う。また、各施設設置管理者等は利用者意見を取り入れるよう、協議会や区民部会を活用するなど点検や意見交換の場を設けるよう努める。

また、各整備の段階で利用者参加による効果は異なるため、事業の状況に応じ複数回の点検や意見交換がされることが望ましい。施設設置管理者等は、意見交換会等を実施した場合は、意見を踏まえた改善の内容について協議会へ報告し、情報の蓄積を図る。

各整備段階における取組例と期待される効果を以下に示す。

表 8-1 各整備段階での取組例と期待される効果

整備段階	取組例	取組による効果
企画構想・基本計画	施設へ導入する機能や基本的な配置、バリアフリー設備の確認	得られた情報や成果を他の施設整備に反映できる ・ 参加した区民や事業者の意識の向上が図られる
基本設計	設計図や模型等を用いた整備内容の確認	
実施設計	出入口や設備、視覚障害者誘導用ブロックなどのより具体的な設計の確認	
施工	現地での危険箇所や案内板の設置位置などの最終確認	
運用・管理	完成施設の検証	

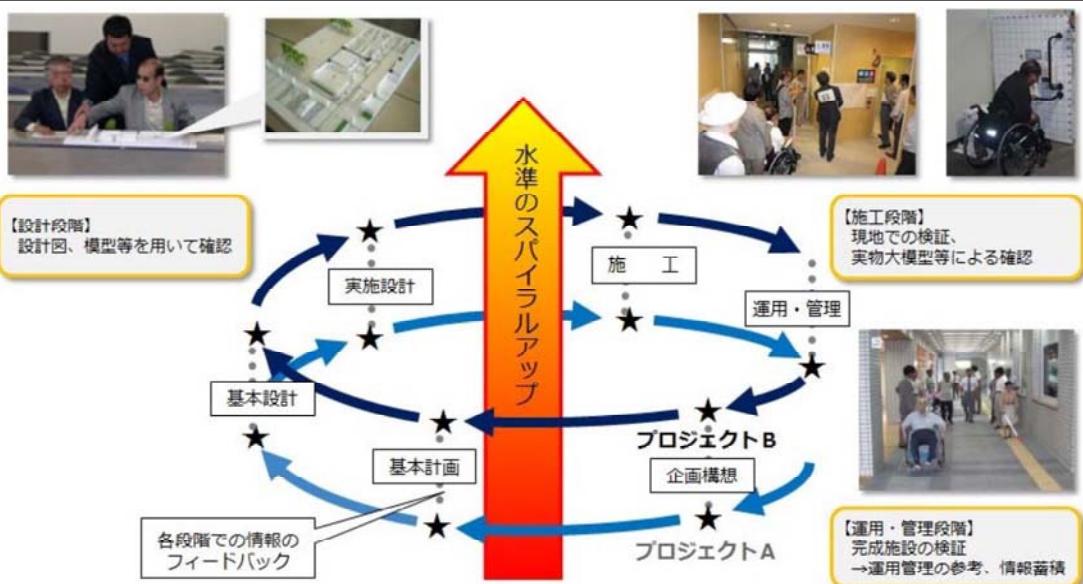


図 8-2 スパイラルアップのイメージ

出典：国土交通省資料

4. 施設設置管理者等への働きかけ

重点整備地区における特定事業等の検討については、主要な生活関連施設及び主要な生活関連経路を対象に課題を抽出し、施設設置管理者等へ事業の検討を依頼した。その他の生活関連施設や商店街についても、建築物等の種類別に関係者が集まる会議などの場を通じて、基本構想の概要や特定事業別の移動等円滑化に向けた配慮事項について周知し、必要な対応や配慮の検討、いつでも安心して使えるよう適切な維持管理を依頼している。バリアフリー法や東京都福祉のまちづくり条例によりバリアフリー化が努力義務とされている事項についても、今後も継続的に働きかけを行うことで基本構想の理念を広く伝え、取組の輪を区全体に広めていく。

また、地区内で多数の利用が想定される施設が新設される場合にも、整備にあたっての配慮や施設見学会等での利用者参加による検討を働きかけるとともに、そこへ至る経路への影響の検討、道路整備等との連携の可能性を柔軟に検討できるよう関係者間での情報交換に努める。

5. 利用者への情報提供

協議会で検討する内容やまちあるき点検の結果、利用者から寄せられた意見や要望などをまとめ、北区ニュースや北区ホームページなどを通じて利用者に情報提供し、広く基本構想の取組を周知する。

また、バリアフリー化に向けた工事を実施している現場では、掲示板などによりバリアフリーのまちづくりに係る取組を進めていることをPRし、利用者の身近な所からバリアフリーへの意識啓発を図っていく。



図 8-3 工事現場におけるPRの事例

参考資料

1. 北区バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱、委員名簿

(1) 北区バリアフリー基本構想策定協議会 設置要綱

北区バリアフリー基本構想策定協議会 設置要綱

27 北ま都第 1593 号

平成 27 年 8 月 17 日区長決裁

27 北ま都第 1593 号-2

平成 28 年 3 月 30 日区長決裁

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 26 条第 1 項の規定に基づき、北区バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 北区バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に関すること。
- (2) その他バリアフリーの推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員 45 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者、障害者団体等
- (3) 関係行政機関
- (4) 施設管理者
- (5) 交通管理者
- (6) 公共交通事業者
- (7) その他区長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から基本構想の策定が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に会長及び副会長2名を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
 - 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する順序により副会長がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、区長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
 - 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

- 第6条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

- 第7条 協議会に、基本構想の策定及び実施に関する事項を検討するため、部会を置くことができる。
- 2 部会長及び部会員は、会長が指名する者をもって充てる。

(協議結果の報告)

- 第8条 会長は、第2条に掲げる事項の協議等を完了したときは、その結果を区長に報告するものとする。

(庶務)

- 第9条 協議会の庶務は、都市計画課において処理する。

(その他)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年8月17日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、基本構想の策定が完了する日限り、その効力を失う。

附 則

- この要綱は、平成28年3月30日から施行する。

(2) 北区バリアフリー基本構想策定協議会 委員名簿（平成 30 年度）

区分		所属など		氏名
1	学識 経験者	会長	東洋大学ライフデザイン学部人間環境デザイン学科	高橋 儀平
2		副会長	中央大学研究開発機構	丹羽 菜生
3			日本工業大学工学部生活環境デザイン学科	野口 祐子
4	高齢者、 障害者団体など		北区障害者団体連合会	井上 良子
5			北区肢体不自由児者父母の会	田中 淳子
6			自立生活センター・北	小田 政利
7			公益社団法人 認知症の人と家族の会	藤沼 三郎
8			北区視覚障害者福祉協会（平成 30 年 5 月 7 日から）	遠藤 吉博
9			北区聴覚障害者協会（平成 30 年 4 月 22 日まで） (平成 30 年 5 月 14 日から)	印南美和子 大八木 剛
10			NPO 法人 北区精神障害者を守る家族会 飛鳥会	吉田 耕一
11			NPO 法人 尚道手をつなぐ会 たいよう事業所	丹野 克哉
12			区民	菅田加奈子
13			区民	花山 明弘
14			区民	高岡 和宏
15			北区シニアクラブ連合会	望月 康男
16			北区民生委員児童委員協議会	河奈 正道
17			北区町会自治会連合会	齋藤 邦彦
18			北区商店街連合会	尾花 秀雄
19	関係行政機関		国土交通省関東運輸局交通政策部消費者行政・情報課	遠藤 幸
20			東京都都市整備局都市基盤部交通企画課	長尾 肇太
21			北区政策経営部企画課	筒井 久子
22			北区健康福祉部健康福祉課	田中 英行
23			北区健康福祉部障害福祉課	加藤 富男
24			東京都立王子第二特別支援学校	松本 貴子
25			東京都立王子特別支援学校	鎌田 英美
26			東京都立北特別支援学校	渡邊 涼
27	施設管理者		国土交通省関東地方整備局東京国道事務所交通対策課	五味 康真
28			東京都建設局第六建設事務所補修課	日比野 潤
29			東京都建設局東部公園緑地事務所管理課	小松 典子
30			北区土木部土木政策課	岩本 憲文
31			北区土木部施設管理課	稻垣 茂孝
32			北区土木部道路公園課	佐野 正徳
33	交通管理者		警視庁赤羽警察署交通課	林 秀樹
34			警視庁王子警察署交通課	江口 裕行
35			警視庁滝野川警察署交通課	村山 勉
36	公共交通 事業者		東日本旅客鉄道(株)東京支社総務部企画室	塩ノ谷浩司
37			東京地下鉄(株)鉄道本部鉄道統括部移動円滑化設備整備促進担当課	村里 誠
38			東京都交通局総務部総合技術調整担当課	新谷 壮明
39			東京都交通局自動車部計画課	野澤 正幸
40			国際興業(株)運輸事業部業務課（平成 30 年 7 月 15 日まで） 国際興業(株)運輸事業部運輸企画課（平成 30 年 9 月 3 日から）	木部 康久 小平 隆宏
41			日立自動車交通(株)バス事業部	西窪 裕光

平成 30 年 9 月 20 日現在 敬称略

(3) 北区バリアフリー基本構想策定協議会 区民部会 委員名簿

区分		所属など	氏名
1	学識経験者	日本工業大学工学部生活環境デザイン学科	野口 祐子
2		中央大学研究開発機構	丹羽 菜生
3	高齢者、 障害者団体など	北区障害者団体連合会	井上 良子
4		北区肢体不自由児者父母の会	田中 淳子
5		自立生活センター・北	小田 政利
6		公益社団法人 認知症の人と家族の会	藤沼 三郎
7		北区視覚障害者福祉協会（平成30年5月7日から）	遠藤 吉博
8		北区聴覚障害者協会（平成30年4月22日まで） (平成30年5月14日から)	印南 美和子 大八木 剛
9		NPO 法人 北区精神障害者を守る家族会 飛鳥会	吉田 耕一
10		NPO 法人 尚道手をつなぐ会 たいよう事業所	丹野 克哉
11		区民	花山 明弘
12		区民	高岡 和宏
13		区民	誉田加奈子
14		区民	清水 孝彰
15		区民	太田 雅一
16		北区シニアクラブ連合会	望月 康男
17		北区民生委員児童委員協議会	河奈 正道
18		北区町会自治会連合会	齋藤 邦彦
19		北区商店街連合会	尾花 秀雄
20	関係行政機関	東京都立王子第二特別支援学校	松本 貴子
21		東京都立王子特別支援学校	鎌田 英美
22		東京都立北特別支援学校	渡邊 涼

平成30年9月20日現在 敬称略

2. 検討経緯（平成 30 年度）

回	会議名及び開催日	主な検討内容
1	第1回 北区バリアフリー基本構想策定協議会 平成 30 年 4 月 26 日	(1) 平成 30 年度の進め方 (2) 地区別構想【王子地区】の検討 (重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路) (3) 特定事業計画【滝野川地区】検討の進め方
2	第1回 区民部会 平成 30 年 4 月 26 日	(1) 平成 30 年度の進め方 (2) まちあるき点検について (3) こここのバリアフリーの具体的な取組の検討
3	まちあるき点検 平成 30 年 5 月 28 日	東十条駅・豊島・堀船・王子駅東周辺のまちあるき点検 及び意見交換
4	まちあるき点検 平成 30 年 5 月 31 日	十条駅・王子駅西・王子神谷駅・十条台周辺のまちあるき点検 及び意見交換
5	事業者説明会 平成 30 年 6 月 11 日	(1) バリアフリー基本構想策定の進め方 (2) 重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路（案）について (3) 特定事業の検討について
6	第2回 区民部会 平成 30 年 7 月 26 日	(1) まちあるき点検結果のまとめ (2) 事業者部会への課題の提示について (3) その他（人的対応・こここのバリアフリーの推進について）
7	第1回 事業者部会 平成 30 年 8 月 8 日	(1) 北区バリアフリー基本構想について (2) 区民部会からの提示課題の確認 (3) 対応方針（特定事業案）の作成依頼
8	第2回 北区バリアフリー基本構想策定協議会 平成 30 年 9 月 27 日	(1) 区民部会からの報告 (2) 北区バリアフリー基本構想【地区別構想 王子地区】 (素案) の検討 (3) その他（人的対応・こここのバリアフリーの推進について）
9	第3回 区民部会 第2回 事業者部会 平成 30 年 10 月 15 日	(1) 事業者部会から区民部会への対応方針の説明・意見交換 (2) 「こここのバリアフリーアンケート」に関する取組の中間報告及び意見交換、障害理解の実践
10	第3回 北区バリアフリー基本構想策定協議会 平成 30 年 11 月 12 日	(1) 王子地区の地区別構想（案）の検討
11	パブリックコメント 平成 30 年 12 月 26 日 ～平成 31 年 1 月 30 日	パブリックコメントの実施
12	第4回 北区バリアフリー基本構想策定協議会 平成 31 年 2 月 14 日	(1) パブリックコメント結果報告 (2) 王子地区の地区別構想（案）の承認 (3) 滝野川地区の特定事業計画とりまとめの報告 (4) 次年度以降の進め方

3. バリアフリー法の概要

(出典：国土交通省「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（概要図）」)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)

高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、

●旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、

●駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めための措置などを定めています。

公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進

・以下の施設について、新設・改良時のバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合義務。また、既存の施設について、基準適合の努力義務など

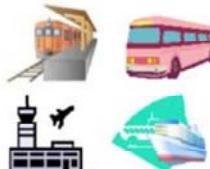
旅客施設及び車両等

道路

路外駐車場

都市公園

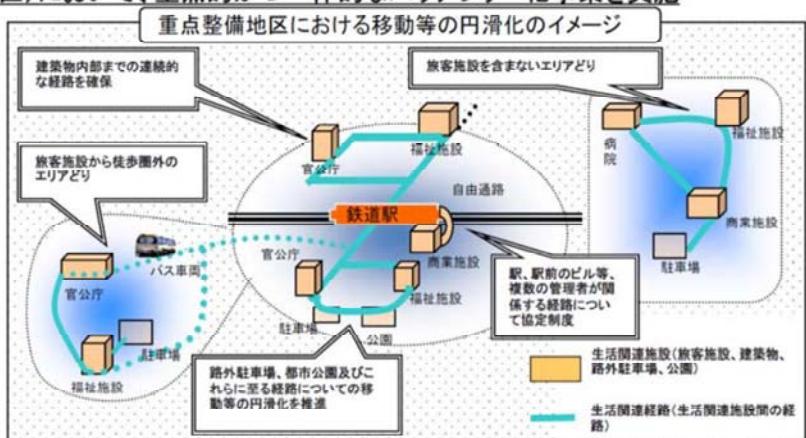
建築物



地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

・市町村が作成する基本構想に基づき、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施

★住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置
○基本構想策定時の協議会制度
○住民等からの基本構想の作成提案制度



心のバリアフリーの推進

バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等



4. 移動等円滑化の促進に関する基本方針の概要

(国土交通省「移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部改正について」をもとに作成)

(1) 移動等円滑化の意義及び目標

移動等円滑化の意義	本格的高齢社会の到来や自立と共生の理念の浸透など、高齢者、障害者等を取り巻く社会情勢の変化等に対応
移動等円滑化の目標	旅客施設や車両、道路、公園、建築物等について、平成32年度末を期限として、より高い水準の新たなバリアフリー化の目標を設定 ⇒下表参照

(2) 施設設置管理者が講すべき措置

適切な情報提供	視覚障害や発達障害など、情報に係る障害をもつ人への対応を含めた多様な障害者等への対応をより具体的に推奨
職員等の教育訓練	施設設置管理者による職員等への教育訓練に関し、PDCAサイクルの中でマニュアル整備や研修実施への高齢者、障害者等の意見反映や参画を推奨

(3) 基本構想の指針

重点整備地区における 移動等円滑化の意義	・区市町村が重点整備地区について作成する基本構想の必要性を強調 ・作成した基本構想について、地域の高齢者、障害者等が参加しつつ、関係事業の実施状況等を把握しながら成果の評価を行い、内容の段階的かつ継続的発展を図る「スパイラルアップ」をより強く推奨
-------------------------	--

(4) 移動等円滑化施策に関する基本的事項その他

国民の責務	国民が、高齢者、障害者等の自立した生活の確保の重要性等について理解を深める「心のバリアフリー」において、外見上わかりにくい聴覚、内部、精神、発達障害など障害には多様な特性があることに留意する必要性を明示
-------	---

表 各施設などの移動等円滑化の達成目標

		H32年度末までの目標（全国値）
鉄軌道	鉄軌道駅	<ul style="list-style-type: none">・3,000人/日以上を原則100%・利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化
	ホームドア・可動式ホーム柵	<ul style="list-style-type: none">・優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進
	鉄軌道車両	<ul style="list-style-type: none">・約70%
バス	バスターミナル	<ul style="list-style-type: none">・3,000人/日以上を原則100%・利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化
	乗合バス	<ul style="list-style-type: none">・約70%（リフト付きバス等を除く）
	リフト付きバス等	<ul style="list-style-type: none">・約25%
タクシー	福祉タクシー車両	<ul style="list-style-type: none">・約28,000台
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路	<ul style="list-style-type: none">・原則100%
都市公園	特定公園施設（園路・広場）	<ul style="list-style-type: none">・約60%
	駐車場	<ul style="list-style-type: none">・約60%
	便所	<ul style="list-style-type: none">・約45%
路外駐車場	特定路外駐車場	<ul style="list-style-type: none">・約70%
建築物	不特定多数の者等が利用する建築物	<ul style="list-style-type: none">・約60%
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等	<ul style="list-style-type: none">・原則100%

5. 用語集

あ 行

■移動等円滑化

高齢者、障害者等の移動または施設の利用にかかる身体の負担を軽減することにより、その移動上または施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。（＝バリアフリー化）

■移動等円滑化基準

バリアフリー法施行に伴い主務政省令で定められた旅客施設、車両、道路、信号機、建築物、路外駐車場、都市公園などに関する基準。

■移動等円滑化の促進に関する基本方針

バリアフリー法第3条に基づき、主務大臣が定める移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するための基本方針。（平成23年3月31日改正）
→概要は参考資料4を参照

■W E B

World Wide Webの略称。インターネット上で標準的に用いられている、文書の公開・閲覧システム。相互に関連する一連のページの集合体をWEBサイトと呼ぶ。

■エスコートゾーン

視覚障害者横断帯。横断歩道の中央部に視覚障害者が認知できる突起を設け、横断歩道内をまっすぐ進めるようにするもの。

■L G B T

lesbian, gay, bisexual and transgenderの略称。同性愛者、両性愛者、性同一性障害者のこと

■オストメイト

人工肛門や人工膀胱を持つ人たちのこと。疾患部の全部または一部の摘出手術を受け、腹部に排泄するためのストーマ（人工肛門・人工膀胱）を造設し、排せつ、排尿に対応するためのストーマ装具を装着している。

■オストメイト対応設備

トイレなどでオストメイトが排せつ物の処理やストーマ装具の交換・装着などをするための設備であり、汚物流し台やカウンター、荷物用フック、化粧鏡、着替え台などがある。

■音響式信号機

信号機が青になったことを視覚障害者に知らせるため、誘導音を出す装置がついている信号機。

か 行

■ガイドライン

国や自治体などが、関係者らが取り組むことが望ましいとされる指針や、基準となる目安などを示したもの。→詳細は第5章の表5-1を参照

■経過時間表示式信号機

信号交差点における横断歩行者の安全性を向上させるため、経過時間（待ち時間及び残り時間）を表示した信号機。

■交通政策基本法

平成25年12月4日公布、施行。交通政策に関する基本理念やその実現に向けた施策、国や自治体などの果たすべき役割などを定めている。

■交通バリアフリー法

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成 12 年 11 月 15 日施行）の略称。公共交通機関のバリアフリー化と、区市町村が定める移動円滑化基本構想（交通バリアフリー基本構想）の枠組みを定めたもの。バリアフリー法の施行に伴い、ハートビル法と統合、拡充された。

■合理的配慮

障害者が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、個別の状況に応じて行われる配慮。

■こころのバリアフリー

高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、高齢者、障害者等の施設の利用などを妨げないこと、高齢者、障害者等の移動及び施設利用を手助けすることなどの支援により、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設利用に積極的に協力すること。

さ 行

■サイン

道路や鉄道駅、建築物などに設置される誘導表示や案内図。

■視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者を誘導するために床面や路面などに設置される、線状、点状の突起をもったブロック。

■施設設置管理者

公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等のこと。

■自転車通行環境整備

自転車が通行するための道路、または道路の部分を整備（自転車道、自転車専用通行帯、路肩のカラー化や路面標示、交通規制など）すること。

■重点整備地区

バリアフリー法に基づく基本構想に定める地区。バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区として区市町村が定めるもの。

■障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年 6 月制定、平成 28 年 4 月 1 日施行）の略称。国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として制定され、差別の禁止と合理的配慮などを位置づけた。

■障害の社会モデル

障害は「社会的差別や抑圧、不平等」によってもたらされるものであり、「社会や周囲の環境の問題」であるという考え方。

■触知案内図

視覚障害者が触覚により空間認識を行うための地図。道路や建物などの地物を凹凸のある線や網目模様で、注記を点字で表現したもの。

■スパイラルアップ

計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）のPDCAサイクルに基づき取組を進めながら理想に向かっていくプロセス。「継続的に改善すること」として用いられる。

■生活関連経路

生活関連施設相互間の経路。

■生活関連施設

高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設。

た 行

■多機能トイレ

車いす使用者が使用できる広い空間が確保され、オストメイト、乳幼児同伴者などの多様な利用者に対応した設備を設けたトイレ。

【留意点】近年、多機能トイレに、子ども連れなどの利用が集中して、車いす使用者が使いにくくなっているという指摘がある。国土交通省では、これらの指摘を踏まえて、多機能トイレの機能を分散し、車いす使用者用便房と乳幼児用設備を区分する方針を打ち出している。やむを得ず多機能トイレを設置する場合は、施設用途や規模を十分に考慮して検討することが重要である。

■超高齢社会

世界保健機構（WHO）や国連の定義によると、総人口に対する65歳以上の人口が占める割合（高齢化率）について、高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」という。

■東京都福祉のまちづくり条例

平成21年3月改正。ユニバーサルデザインを基本理念とし、高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に暮らしきれることができるまちづくりを進める目的とする。施行規則において、対象となる施設や整備基準を定めている。

■特定事業

バリアフリー法に基づく基本構想に記載される事業（バリアフリー化に関する事業）で、公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業をいう。

■特定事業計画

バリアフリー法に基づく基本構想に記載された特定事業に関し、関係する施設設置管理者等が作成する計画。公共交通特定事業計画、道路特定事業計画、路外駐車場特定事業計画、都市公園特定事業計画、建築物特定事業計画、交通安全特定事業計画がある。

■特別支援学校

学校教育法で規定された、心身障害児を対象とする学校。視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む）に対し、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

な 行

■ノーマライゼーション

障害者や高齢者など、社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。

■ノンステップバス

乗降部に階段がなく、スムーズな乗降が可能なバス。車いす使用者の乗降の際はスロープ板などを出す。ノンステップバスにおける乗降口床面の高さは270mm以下とされている（公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン）。

は 行

■パブリックコメント（意見公募）

行政が計画を策定する際に、あらかじめ計画の原案を公表し、寄せられた意見を考慮して最終決定するための一連の手続のこと。

■バリアフリー

障害者などが社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去すること。ここでいうバリアには、物理的、社会的、制度的、心理的、情報面など、すべての障壁を含む。

■バリアフリー基本構想

バリアフリー法に基づき、区市町村が、当該区市町村の区域内の旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関して定める構想。

■バリアフリー法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称。平成18年12月20日施行。→概要は参考資料3を参照。

■バリアフリールート

障害者などが円滑に移動できる経路。十分な有効幅員の確保や、段差・高低差の解消が図られていることが必要となる。

■ピクトグラム

「絵文字」「絵単語」などで、何らかの情報や注意を示すために用いられる視覚記号。

■P D C Aサイクル

⇒スパイラルアップ。

■筆談用具

聴覚障害者と筆談によるコミュニケーションをとる際に用いる器具。磁気式のメモパッドや感圧式の電子メモパッドなどのタイプがある。

■福祉タクシー

道路運送法第3条に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であって、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送のこと。

■ホームドア・可動式ホーム柵

駅のホームで線路に面する部分に設置された可動式の開口部を持った仕切り。ホーム上の利用者への安全対策の一つで、線路内への転落事故や列車との接触事故を未然に防ぐ。可動式ホーム柵は高さが床面から腰高程度のタイプ。

や 行

■有効幅員

歩道や通路などの総幅員から、歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件もしくは施設を設置するために必要な幅員、除雪のために必要な幅員を除いた幅員。

■ユニバーサル社会

年齢、性別、障害、文化などの違いにかかわりなく、だれもが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会。

■ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能のように、利用者本位、人間本位の考え方にとって、快適な環境とするようデザインすること。

ら 行

■路外駐車場

道路の路面外に設置される自動車の駐車施設で、一般公用の駐車施設のこと。

北区バリアフリー基本構想【地区別構想 王子地区】

平成 31 年 3 月発行

発 行 東京都北区まちづくり部都市計画課
〒114-8508
東京都北区王子本町一丁目 15 番 22 号
電話 03-3908-9152

刊行物登録番号

30-X-XXX

資料内の地図は東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。

(承認番号) 30 都市基交署第 34 号

